平成 28 年 2 月

第15回尼崎市議会定例会議案

(3)

<	条	例	>

議案第42号

議案第27号 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について 議案第28号 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例に ついて 尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する 議案第29号 条例について 尼崎市職員の退職管理に関する条例について 議案第30号 議案第31号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第32号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について 議案第33号 議案第34号 尼崎市行政不服審査会条例について 議案第35号 尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例について 議案第36号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例について 議案第37号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例について 議案第38号 尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤 務条件及び旅費に関する条例及び尼崎市監査委員で常 勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例について 議案第39号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について 議案第40号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退 職手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第41号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

議案第43号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改

に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等

等の一部を改正する条例について

正する条例について 議案第44号 尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 一部を改正する条例について 議案第45号 尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例について 議案第46号 尼崎市新本庁舎建設基金条例について 議案第47号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について 尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例 議案第48号 について 議案第49号 尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事 業等調整基金条例の廃止等に関する条例について 議案第50号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改 議案第51号 正する条例について 議案第52号 尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例につい 7 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支 議案第53号 援学校の設置及び管理に関する条例について 議案第54号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条 例について 議案第55号 尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正 する条例について 議案第56号 尼崎市いじめ問題対策審議会条例について 議案第57号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について 議案第58号 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例について 議案第59号 尼崎市いじめ問題調査委員会条例について 議案第60号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい

議案第61号 尼崎市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例に

て

ついて

議案第62号	尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物
	の制限に関する条例及び尼崎市遊技場及びラブホテル
	の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例に
	ついて

議案第63号	尼崎市建築審査会条例の一部を改正する条例について
議案第64号	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第65号	尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一
	部を改正する条例について

< その他 >

議案第66号 建物の譲与について

議案第67号 包括外部監査契約の締結について

議案第68号 工事請負契約の変更について(難波の梅小学校改築工事)

議案第69号 工事請負契約の変更について(浦風小学校校舎棟改築 等工事)

議案第70号 工事請負契約の変更について(浜田小学校北東棟改築 等工事)

議案第71号 工事請負契約の変更について(園和小学校校舎等改築 工事)

議案第72号 権利の放棄について(尼崎コスモ工業団地退去企業に 係る賃料等)

議案第73号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価に ついて

議案第74号 訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)

条 例

議案第27号

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例

尼崎市特別会計条例(昭和39年尼崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「次」を「、次」に改め、 第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ 繰り上げ、第9号を削り、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の尼崎市特別会計条例第1条第4号に定める 特別会計に係る平成27年度の収入及び支出並びに同年度の決算につ いては、なお従前の例による。

(説明)

都市整備事業に係る尼崎市特別会計都市整備事業費及び競艇場事業 に係る尼崎市特別会計競艇場事業費を廃止するため、条例改正が必要 であることから、本案を提出する。

議案第28号

尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定 する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

尼崎市公共施設整備基金条例(昭和53年尼崎市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「予算」を「一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)」に改め、同条第2号中「前号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第4条中「基金」を「、基金」に、「使用し」を「運用し」に改める。 第5条の見出しを「(基金への編入)」に改め、同条中「の運用」を 削り、「尼崎市特別会計都市整備事業費歳入歳出予算」を「予算」に改 める。

第6条第1号中「必要な」を「要する経費の」に改め、同条第2号中「必要な」を「経費の」に改める。

第7条中「この」の次に「条例に定めるもののほか、この」を加える。 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

尼崎市特別会計都市整備事業費の廃止に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第29号

尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に ついて

尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年尼崎市条例第51 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第2項を第12項とし、第1項の次に次の10項を加える。

77.7.5	. / 1 / 1 / 1	
2	市長	本市が設置した賃貸住宅であって尼崎市営住宅の設置
		及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29
		号)第2条第1号に規定する市営住宅に準じて管理を
		行うものの管理に関する事務(以下「住宅管理事務」
		という。)であって規則で定めるもの
3	市長	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年尼
		崎市条例第27号)の規定による医療費の助成に関す
		る事務(以下「福祉医療費助成事務」という。)であ
		って規則で定めるもの
4	市長	尼崎市緊急通報システム普及促進事業の実施に関する
		事務(以下「緊急通報システム普及促進事務」とい
		う。)であって規則で定めるもの
5	市長	尼崎市高齢者日常生活用具給付事業の実施に関する事
		務(以下「高齢者日常生活用具給付事務」という。)
		であって規則で定めるもの
6	市長	尼崎市住宅改造費助成事業の実施に関する事務(以下
		「住宅改造費助成事務」という。)であって規則で定
		めるもの

7 市長	尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の実施に
	関する事務(以下「利用者負担額軽減事務」とい
	う。)であって規則で定めるもの
8 市長	尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施
	に関する事務(以下「身体障害者手帳交付診断料特例
	給付事務」という。)であって規則で定めるもの
9 市長	尼崎市重度心身障害者(児)介護手当支給事業の実施
	に関する事務(以下「介護手当支給事務」という。)
	であって規則で定めるもの
10 市長	尼崎市在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の
	実施に関する事務(以下「訪問看護支援事務」とい
	う。)であって規則で定めるもの
11 市長	尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施
	に関する事務(以下「補聴器購入費等助成事務」とい
	う。)であって規則で定めるもの

別表第2第2項を次のように改める。

2 市長	法別表第1の8の項の下	障害者関係情報であって規
	欄に掲げる事務であって	則で定めるもの
	規則で定めるもの	生活保護関係情報であって
		規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33
		年法律第192号)による
		保険給付の支給又は保険料
		の徴収に関する情報(以下
		「国民健康保険給付関係情
		報」という。)であって規
		則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等 関係情報であって規則で定 めるもの

介護保険給付等関係情報で あって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自動を 援給付の支給に関するも は以下「障害者自立支援 が関係情報」といるもの あって規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報で あって規則で定めるもの

別表第2第4項中

Γ

法別表第1の16の項の 下欄に掲げる事務であっ て規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

を

Γ

法別表第1の16の項の 下欄に掲げる事務であっ て規則で定めるもの 障害者関係情報であって規 則で定めるもの

生活保護関係情報であって 規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

に

J

改め、同表中第17項を第29項とし、第16項を第18項とし、同項の次に次の10項を加える。

19 市長	住宅管理事務であって規	障害者関係情報であって規
	則で定めるもの	則で定めるもの
		生活保護関係情報であって
		規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの
2 0 市長	福祉医療費助成事務であ	障害者関係情報であって規
	って規則で定めるもの	則で定めるもの
		生活保護関係情報であって
		規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報
		であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であ
		って規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報で
		あって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		外国人生活保護関係情報で

		あって規則で定めるもの
2 1 市長	緊急通報システム普及促	障害者関係情報であって規
	進事務であって規則で定	則で定めるもの
	めるもの	生活保護関係情報であって
		規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		介護保険給付等関係情報で
		あって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの
2 2 市長	高齢者日常生活用具給付	生活保護関係情報であって
	事務であって規則で定め	規則で定めるもの
	るもの	地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		介護保険給付等関係情報で
		あって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの
2 3 市長	住宅改造費助成事務であ	障害者関係情報であって規
	って規則で定めるもの	則で定めるもの
		生活保護関係情報であって
		規則で定めるもの

		地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		介護保険給付等関係情報で
		あって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの
2 4 市長	利用者負担額軽減事務で	生活保護関係情報であって
	あって規則で定めるもの	規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		介護保険給付等関係情報で
		あって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの
2 5 市長	身体障害者手帳交付診断	生活保護関係情報であって
	料特例給付事務であって	規則で定めるもの
	規則で定めるもの	地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等
		関係情報であって規則で定
		めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの

2 6	市長	介護手当支給事務であっ	障害者関係情報であって規
	יוי גע		関で定めるもの
		て規則で定めるもの	則でためるもの
			地方税関係情報であって規
			則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報で
			あって規則で定めるもの
			障害者自立支援給付関係情
			報であって規則で定めるも
			o
2 7	市長	訪問看護支援事務であっ	障害者関係情報であって規
		て規則で定めるもの	則で定めるもの
			地方税関係情報であって規
			則で定めるもの
			国民健康保険給付関係情報
			であって規則で定めるもの
			高齢者医療給付関係情報で
			あって規則で定めるもの
2 8	市長	補聴器購入費等助成事務	障害者関係情報であって規
		であって規則で定めるも	則で定めるもの
		Ø	地方税関係情報であって規
			則で定めるもの

別表第2中第15項を第17項とし、第14項を削り、第13項を第 15項とし、同項の次に次の1項を加える。

1 6	市長	法別表第1の84の項の	児童福祉法(昭和22年法
		下欄に掲げる事務であっ	律第164号)による障害
		て規則で定めるもの	児通所支援に関する情報で
			あって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規
			則で定めるもの

生活保護関係情報であって 規則で定めるもの

地方税関係情報であって規 則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

高齢者医療給付関係情報で あって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等 関係情報であって規則で定 めるもの

介護保険給付等関係情報で あって規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報で あって規則で定めるもの

別表第2中第12項を削り、第11項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 市長 | 法別表第1の63の項の | 障害

障害者関係情報であって規

下欄に	曷げる事務であっ	則で定めるもの
て規則で	で定めるもの	地方税関係情報であって規
		則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で
		あって規則で定めるもの

別表第2中第10項を削り、第9項の次に次の3項を加える。

1 0	市長	法別表第1の46の項の	障害者関係情報であって規
		下欄に掲げる事務であっ	則で定めるもの
		て規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情
			報であって規則で定めるも
			の
1 1	市長	法別表第1の47の項の	障害者関係情報であって規
		下欄に掲げる事務であっ	則で定めるもの
		て規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情
			報であって規則で定めるも
			o
1 2	市長	法別表第1の49の項の	地方税関係情報であって規
		下欄に掲げる事務であっ	則で定めるもの
		て担則でウルフナの	
		て規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報で

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市における個人番号の利用について必要な事項を定めるため、 条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市職員の退職管理に関する条例について 尼崎市職員の退職管理に関する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の退職管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3章第6節の2の規定に基づく本市の職員(法第38条の2第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。)の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による要求等の禁止)

第2条 再就職者(法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。)(その離職前の職が職員の職であった者に限る。)のうち、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として市規則で定めるものにその離職した日の5年前の日(以下「基準日」という。)より前に就いていた者は、その離職後2年間、当該職に就いていた時に在職していた本市の執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又はこれに類する者として市規則で定めるものに対し、契約等事務(同項に規定する契約等事務をいう。)であって基準日より前の職務(当該職に就いていた時の職務に限る。)に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(再就職の届出)

第3条 職員であった者で管理又は監督の地位にある職員の職として市 規則で定めるものに就いていたものは、その離職後2年間、営利企業 (法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の 法人その他の団体の地位に就いた場合(市規則で定める額を超える報 酬又は給与が支払われる場合に限る。)又は営利企業の地位に就いたときは、日々雇い入れられる者となった場合その他市規則で定める場合を除き、市規則で定めるところにより、速やかに、市規則で定める事項を、その離職した職又はこれに相当する職の任命権者(尼崎市立小学校、尼崎市立中学校、尼崎市立高等学校又は尼崎市立特別支援学校に勤務する県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。)であった者にあっては、尼崎市教育委員会。以下同じ。)に届け出なければならない。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(届出内容の報告及び公表)

- 第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、市規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、毎年度、前項の規定による報告の内容を取りまとめ、市規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な 事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第31号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例(昭和24年尼崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員で市長、尼崎市議会(以下「議会」という。)、尼崎市教育委員会以下「教育委員会」という。)及びその所管に属する学校その他の教育機関、尼崎市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)、尼崎市公平委員会(以下「監査委員」という。)、尼崎市公平委員会「以下「公正の当時では、以下「公正の当時では、以下「公司の当時では、以下「公司の当時では、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「公司のでは、以下「当時では、以下「消防団員」という。)をいう。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 市長の事務部局の職員 1,983人 うち尼崎市福祉事務所の職員 165人
- (2) 議会の事務部局の職員 18人
- (3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部 局の職員 285人
- (4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 243人

- (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人
- (6) 監査委員の事務部局の職員 12人
- (7) 公平委員会の事務部局の職員 1人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 1人
- (9) 消防部局の職員

消防職員 436人

消防団員 1,000人

計 1,436人

- (10) 水道局の職員 164人
- (11) 公営事業局の職員 26人

第2条第2項を次のように改める。

- 2 次の各号に掲げる職員は、前項各号に定める職員の定数の外に置く ものとする。
 - (1) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員
 - (2) 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職者とされた職員
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

第2条第4項を削り、同条第3項中「、その」を「その」に、「第1項に規定する」を「第1項各号に定める職員の」に改め、同項を同条第4項とし、同項に項番号を付し、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第3号に掲げる職員がその職務に復帰した場合(その復帰した日が4月1日である場合を除く。)におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、第1項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。

第4条第1項中「第10号」を「第3号まで及び第5号から第11号」に、「消防団員が除かれた」を「消防職員に限られた」に、「及び同項第11号」を「並びに同項第4号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第2条第1項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が

定めた職員の定数の各部局等内における配分は、同条第1項第1号、第9号及び第11号の各部局(同項第9号の消防部局にあっては、消防団員に限られたものをいう。)については市長が、同項第2号、第5号から第8号まで及び第10号の各部局についてはそれぞれ尼崎市議会議長、選挙管理委員会、尼崎市代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び尼崎市水道事業管理者が、同項第3号の各部局及び同項第4号の各学校については教育委員会が、同項第9号の消防部局(消防職員に限られたものをいう。)については尼崎市消防長が定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の増員等を行うため、 条例改正が必要であることから、本案を提出する。

(参考) 職員定数新旧対照表

区分	改 正	現行	増減
市長の事務部局の職員 [うち、尼崎市福祉事務 所の職員]	1,983人[165人]	1,978人[159人]	5人[6人]
交通局の職員	0 人	1 4 4 人	1 4 4 人
教育委員会及び教育委 員会の所管に属する学 校その他の教育機関の 事務部局の職員	285人	296人	1 1 人
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	2 4 3 人	253人	10人
消防部局の職員 消防職員	4 3 6 人	4 2 5 人	1 1 人
公営事業局の職員	2 6 人	0 人	2 6 人

議案第32号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例(昭和42年尼崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条中「市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を設ける」を「次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする」に改め、同条秘書室の項の次に次の1項を加える。

危機管理安全局

- (1) 防災その他の危機管理に関する事項
- (2) 消費生活に関する事項
- (3) 交通安全対策に関する事項

第1条総務局の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同項第8号中「局」を「部局」に改め、同号を同項第5号とする。

第1条資産統括局の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第1条こども青少年局の項を次のように改める。

こども青少年本部事務局

- (1) 子どもの育成支援に関する事項
- (2) 青少年の育成支援に関する事項

第1条都市整備局の項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 用地に関する事項

第2条中「の規定による局及び室の内部の事務分掌及び事業所」を 「に掲げる部局の内部の部局(事業所を含む。)」に改める。 第4条中「この」の次に「条例に定めるもののほか、この」を加える。 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要である ことから、本案を提出する。

議案第33号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項中「後60日」を「後3月を経過する日」に、「更正」を「規定による更正」に、「の通知」を「の規定による通知」に、「から60日」を「から3月」に改め、同項ただし書中「地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の」を「法第349条第2項第1号に掲げる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第19条第2項の条例で定める事項は、 次のとおりとする。
 - (1) 法第417条第1項の規定による通知を受けた場合は、当該通知を受けた年月日
 - (2) 口頭で意見を述べることを求める場合は、その旨

第57条第3項中「審査申出人」を「法第432条第1項の規定により審査の申出をする者」に、「、若しくは財団」を「若しくは財団(以下この節において「法人等」という。)」に、「、又は」を「又は」に、「審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか」を「第1項の審査申出書(以下「審査申出書」という。)には」に、「総代又は」を「当該総代又は」に改め、「住所及び氏名を記載し、その」を削り、同条第4項中「審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは」を「法第432条第1項の規定により審査の申出をする者(法人等であるときはその」に改め、「互選したときは」及び「するときは」の次に「当該」を加え、同条第6項中「審査申出

人」を「法第432条第1項の規定により審査の申出をした者(以下「審査申出人」という。)」に改め、「提出後、その」を削り、「を 生じた」を「があった」に、「書面で審査委員会に」を「、審査委員 会に書面により」に改める。

第58条第1項中「審査に」を「、審査に」に改め、同項第1号中「の住所及び氏名又は名称」を「(総代を互選したときは当該総代を、代理人によって審査の申出をしたときは当該代理人を含む。)の住所又は居所及び氏名(法人等にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びにその代表者又は管理人の住所又は居所及び氏名)」に改め、同条第2項中「法第433条第3項の規定によって提出させた資料又は前項の審査に関する書類」を「前項の記録」に改める。

(尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 尼崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年尼崎市条例第 31号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「本市の行う」を削り、「、又は」を「ものであるかどうか又は」に、「不服の」を「不服が」に、「、異議申立て」を「審査請求」に改める。

(尼崎市情報公開条例の一部改正)

第3条 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の一部 を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1項中「第19条及び第20条」を「第19条第1項第2号及び第20条各号」に改め、同条第2項中「当該第三者に対し」を「当該号の第三者に対し」に改め、同条第3項中「当該公文書」を「その情報が記録されている公文書」に、「意見書を」を「意見書(以下「反対意見書」という。)を」に改め、「意見書(第18条及び第19条において「」及び「」という。)」を削り、「対し、」の次に「当該」を加える。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条の見出し中「諮問をした旨」を「審査請求があった旨等」 に改め、同条中「前条の規定により諮問」を「開示決定等」に、「次 の各号」を「当該開示決定等について審査請求を受けた場合において 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第 2 4 条の規定により当該審査請求を却下しないとき(当該実施機関が 審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)でな いときは、当該開示決定等について法第29条第1項本文の規定によ り審査請求書(法第19条第1項の規定により提出された審査請求書 をいう。)又は審査請求録取書(法第21条第2項に規定する審査請 求録取書をいう。)の写しの送付を受けたとき)は、次」に、「諮問 をした旨」を「当該開示決定等について審査請求があった旨」に改め、 同条第1号を削り、同条第2号中「不服申立人又は参加人」を「審査 請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下 同じ。)」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「不服申立 てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服 申立人」を「審査請求人」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次 の1項を加える。

2 前項の規定は、開示決定等をした実施機関が当該開示決定等に係る審査請求について尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮問した場合(当該実施機関が審査庁でないときは、当該審査請求について審査委員会に諮問した旨の通知を受けた場合)について準用する。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続等」を「手続」に改め、同条中「規定は、」の次に「開示決定等をした実施機関が当該開示決定等に係る審査請求に対して」を加え、「又は決定をする場合」を「をするとき(当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決に係る法第50条第1項に規定する裁決書の謄本の送付を受けたとき)」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条第3項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日(当該実施機関が審査庁(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下この項において同じ。)でないときは、当該裁決に係る同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本(以下「裁決時本」という。)の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。)」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨(当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決謄本の送付を受けた旨)及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

第20条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、 当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公 文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求」 に改め、「又は決定」を削る。

(尼崎市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)の 一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第22条第1項中「第40条及び第41条」を「第40条第1項第 2号及び第41条各号」に改め、同条第2項中「当該第三者に対し」 を「当該号の第三者に対し」に改め、同条第3項中「意見書を」を 「意見書(以下「反対意見書」という。)を」に改め、「意見書(第 39条及び第40条において「」及び「」という。)」を削り、「対 し、」の次に「当該」を加える。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第39条を次のように改める。

第 3 9 条 削除

第40条の見出し中「諮問をした旨」を「審査請求があった旨等」

に改め、同条中「前条の規定により諮問」を「開示決定等、訂正決定 等又は利用停止決定等(以下「開示等処分」という。)」に、「次の 各号」を「当該開示等処分について審査請求を受けた場合において行 政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第2 4条の規定により当該審査請求を却下しないとき(当該実施機関が審 査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)でない ときは、当該開示等処分について法第29条第1項本文の規定により 審査請求書(法第19条第1項の規定により提出された審査請求書を いう。)又は審査請求録取書(法第21条第2項に規定する審査請求 録取書をいう。)の写しの送付を受けたとき)は、次」に、「諮問を した旨」を「当該開示等処分について審査請求があった旨」に改め、 同条第1号を削り、同条第2号中「不服申立人又は参加人」を「審査 請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下 同じ。)」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「不服申立 てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、 「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同号を同条第2号とし、同 条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、開示等処分をした実施機関が当該開示等処分に係る審査請求について審査委員会に諮問した場合(当該実施機関が審査庁でないときは、当該審査請求について審査委員会に諮問した旨の通知を受けた場合)について準用する。

第41条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続等」を「手続」に改め、同条中「規定は、」の次に「開示等処分をした実施機関が当該開示等処分に係る審査請求に対して」を加え、「又は決定をする場合」を「をするとき(当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決に係る法第50条第1項に規定する裁決書の謄本の送付を受けたとき)」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第22条第3項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日(当該実施機関が審査庁(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審

査庁をいう。以下この項において同じ。)でないときは、当該裁決に係る同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本(以下「裁決謄本」という。)の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。)」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨(当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決謄本の送付を受けた旨)及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

第41条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、 当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保 有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査 請求」に改め、「又は決定」を削る。

(尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部改正)

第5条 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例(平成16年尼崎市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び組織並びに調査審議の手続等」を「、組織及び運営」に改める。

第2条第1項中「ため」の次に「、市長その他の執行機関の付属機関として」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により同法 第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(次に 掲げる条例に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係 るものに限る。)を処理すること。
 - ア 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。)
 - イ 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号。 以下「個人情報保護条例」という。)
- 第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

第4条第4項中「その職務に関して」を「職務上」に改め、同項を 同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第7条に次の1項を加える。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。 第9条から第12条までを削り、第13条を第9条とし、第14条 を第10条とし、第15条を第11条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の尼崎市情報公開条例第19条及び第2 0条の規定は、この条例の施行後にされた開示決定等(尼崎市情報公 開条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。次項を除き、以 下同じ。)に係る審査請求について適用し、この条例の施行前にされ た開示決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の尼崎市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第40条及び第41条の規定は、この条例の施行後にされた開示等処分(改正後の条例第40条第1項に規定する開示等処分をいう。次項において同じ。)に係る審査請求について適用し、この条例の施行前にされた尼崎市個人情報保護条例第19条第1項に規定する開示決定等、同条例第29条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第37条第1項に規定する利用停止決定等(付則第5項において「開示等処分」という。)に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第 5 条の規定による改正後の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行後にされた開示決定等又は開示等処分に係る審査請求について適用する。
- 5 この条例の施行前にされた開示決定等又は開示等処分に係る審査請

求については、第5条の規定による改正前の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第9条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。

(説明)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の制定等に伴い、条例 改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第34号

尼崎市行政不服審査会条例について

尼崎市行政不服審査会条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市行政不服審査会条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項の規定により市長その他の執行機関の付属機関として置かれる尼崎市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の所掌事務について定めるほか、同条第4項の規定に基づき、審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 審査会は、法の規定により法第81条第1項に規定する機関の 権限に属させられた事項(次に掲げる条例の規定に基づく処分又はそ の不作為についての審査請求に係るものを除く。)を処理する。
 - (1) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)
 - (2) 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)

(組織)

- 第3条 審査会は、委員3人以内で組織する。
- 2 委員は、前条に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると きは、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市 長が委嘱する。
- 5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したとき は、解嘱されるものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の 委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が 指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

- 第7条 審査会は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上が 出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の ときは、会長の決するところによる。
- 3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求める ことができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な 事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲

役又は500,00円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審査会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説 明)

尼崎市行政不服審査会を設置するため、条例制定が必要であること から、本案を提出する。

議案第35号

尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例について 尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例

(この条例の趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する不服申立てに関する事務に係る手数料は、別に定めがある もののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第2条 手数料を徴収する事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38条第1項の規定による求めに係る写し又は電磁的記録 (同項に規定する電磁的記録をいう。)に記録された事項を記載し た書面(以下「写し等」という。)の交付
- (2) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による求めに係る写し等の交付
- (3) 地方自治法第258条第1項において準用する法第38条第1項 の規定による求めに係る写し等の交付(尼崎市選挙管理委員会(以 下「選挙管理委員会」という。)が行うものに限る。)
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による求めに係る写し等の交付
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による求めに係る写し等の交付
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による求めに係る写し等の交付
- 2 前項各号に掲げる事務に係る手数料の額は、写し等1枚につき10

円(カラーで複写し、又は出力したものにあっては、20円)とする。

3 写し等を交付する場合において、用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として前項に規定する額により手数料の額を算定する。

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、前条第1項各号に掲げる事務の請求があった際、当該請求をした者から徴収する。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

- 第5条 次の各号に掲げる事務を請求した者が生活保護法(昭和25年 法律第144号)第11条第1項各号のいずれかに掲げる扶助を受け ている場合は、次の各号に定める者又は機関は、当該事務の請求1件 につき2,000円を限度として、その手数料を減免することができ る。
 - (1) 第2条第1項第1号に掲げる事務 審理員(法第11条第2項に 規定する審理員をいう。)
 - (2) 第2条第1項第2号に掲げる事務 審査庁(法第9条第1項に規 定する審査庁をいう。)
 - (3) 第2条第1項第3号又は第4号に掲げる事務 選挙管理委員会
 - (4) 第2条第1項第5号に掲げる事務 尼崎市固定資産評価審査委員 会
 - (5) 第2条第1項第6号に掲げる事務(次号に掲げるものを除く。) 尼崎市行政不服審査会
 - (6) 第2条第1項第6号に掲げる事務(次に掲げる条例の規定に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
 - ア 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)
 - イ 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)

2 前項に規定するもののほか、同項各号に掲げる事務に係る手数料の 減免について必要な事項は、当該各号に定める者又は機関が定める。 (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な 事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の制定に伴い、条例制 定が必要であることから、本案を提出する。

議案第36号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。 第5条第2項及び付則第7項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び付則第7項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の16 5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条 第2項及び付則第7項の規定は、平成27年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(説 明)

市議会議員の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第37号

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部を改正する条例

- 第1条 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (昭和36年尼崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167. 5」に改める。
- 第2条 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」 に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付則第19項を付則第20項とし、付則第18項を付則第19項とし、付則第17項を付則第18項とし、付則第16項の次に次の1項を加える。

17 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1、177,000円」とあるのは「1,177,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「942,000円」とあるのは「942,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第4条第1項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の1項を加える。

2 1 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に限り、 市長及び副市長に支給する第 3 条第 2 項の規定による期末手当の額 の算定に係る付則第17項の規定の適用については、同項中「1,177,000円に100分の90」とあるのは「1,177,000円に100分の75」と、「942,000円に100分の90」とあるのは「942,000円に100分の80」とする。付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(説明)

期末手当の支給月数の改定及び市長及び副市長の給与削減措置を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第38号

尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 及び旅費に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給 与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 及び旅費に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給 与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例(昭和27年尼崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則 第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、 第2条第1項の規定の適用については、同項中「805,000 円」とあるのは、「805,000円に100分の95を乗じて得 た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、 この限りでない。

附則に次の1項を加える。

10 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、 教育長に支給する期末手当の額の算定に係る附則第6項の規定の適 用については、同項中「100分の95」とあるのは、「100分 の90」とする。

(尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改

正)

第2条 尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和42年尼崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第7項を付則第8項とし、付則第6項を付則第7項とし、付則 第5項を付則第6項とし、付則第4項の次に次の1項を加える。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、 第2条第1項の規定の適用については、同項中「658,000 円」とあるのは、「658,000円に100分の95を乗じて得 た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、 この限りでない。

付則に次の1項を加える。

9 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、 常勤の監査委員に支給する期末手当の額の算定に係る付則第5項の 規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは、 「100分の90」とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

教育長及び常勤の監査委員の給与削減措置を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第39号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24 号)の一部を次のように改正する。

第21条第6項第1号中「100分の75」を「100分の85」 に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

第 2 1 条 の 5 第 1 項 中 「 2 4 9 , 8 0 0 円 」を 「 2 5 0 , 4 0 0 円」に改め、同条第2項中「に定める」を「に規定する」に改める。 付則第35項中「当分の間」を「平成22年12月1日から平成2 8年3月31日までの間に限り」に改め、付則第37項中「付則第3 3項」を「付則第35項」に改め、付則第39項中「257,60 0」を「258,700」に、「236,100」を「237,10 0」に、「277,800」を「278,900」に、「277,9 00」を「279,000」に、「319,100」を「320,2 00」に、「313,500」を「314,600」に、「361, 600」を「362,700」に、「342,700」を「343, 800」に、「395,400」を「396,500」に、「374, 600」を「375,700」に、「447,500」を「448, 600」に、「422,700」を「423,800」に、「243, 700」を「244,700」に改め、付則第61項中「100分の 35」を「100分の40」に、「100分の8.5」を「100分 の13.5」に改める。

別表第1から別表第3の3までを次のように改める。

別表第1

44	208,900	247,800	291,500	301,700	384,100	423,500	463,300	518,400	l
45	210,200	249,400	293,400	303,900	385,900	425,500	465,200	520,800	l
46	211,500	250,800	295,300	306,000	387,600	427,500	466,800	522,700	l
47	212,800	252,400	297,200	308,200	389,300	429,500	468,500	524,700	l
48	214,100	253,900	299,100	310,400	391,000	431,600	470,200	526,700	l
49	215,300	255,400	301,000	312,600	392,600	433,600	471,900	528,600	l
50	216,500	257,000	302,800	314,800	394,100	435,300	473,700	530,400	l
51	217,700	258,700	304,600	317,000	395,700	436,900	475,400	532,100	l
52	218,700	260,300	306,400	319,200	397,300	438,400	476,900	533,700	l
53	219,600	261,800	308,200	321,400	398,900	439,900	478,600	535,400	l
54	220,600	263,200	309,800	323,400	400,300	441,000	480,400	536,700	l
55	221,600	264,700	311,500	325,500	401,700	442,100	482,200	538,100	l
56	222,500	266,200	313,100	327,600	403,100	443,200	483,800	539,400	l
57	223,400	267,700	314,800	329,700	404,500	444,300	485,600	540,800	l
58	224,300	269,100	316,300	331,600	405,600	445,300	487,400	542,100	l
59	225,300	270,500	317,800	333,600	406,700	446,200	489,100	543,400	l
60	226,100	271,800	319,300	335,700	407,700	447,200	490,900	544,700	l
61	226,900	273,200	320,700	337,800	408,600	448,100	492,700	546,000	l
62	227,900	274,400	321,700	339,800	409,400	448,900	494,500	547,200	l
63	228,700	275,600	322,800	341,900	410,300	449,900	496,300	548,400	l
64	229,400	276,800	323,800	343,900	411,000	450,700	498,100	549,600	l
65	230,300	278,000	324,900	346,000	411,800	451,600	499,600	550,600	l
66	231,100	279,200	325,800	348,000	412,500	452,600	501,200	551,700	l
67	231,900	280,400	326,700	350,000	413,300	453,400	502,800	552,800	l
68	232,800	281,600	327,600	352,000	414,100	454,300	504,400	553,900	l
69	233,500	282,600	328,500	354,000	414,800	455,200	506,000	554,900	l
70	234,000	283,500	329,300	355,900	415,600	456,200	507,200	·	l
71	234,600	284,400	330,000	357,700	416,300	457,100	508,400		l
72	235,200	285,200	330,700	359,500	416,900	457,900	509,600		l
73	235,700	285,900	331,300	361,300	417,500	458,600	510,800		l
74	236,200	286,600	331,900	362,800	418,200	459,600	511,800		l
75	236,800	287,300	332,500	364,200	419,000	460,500	512,800		l
76	237,400	288,000	333,100	365,700	419,700	461,400	513,800		l
77	237,900	288,600	333,700	367,100	420,400	462,300	514,800		l
78	238,500	289,200	334,200	368,200	421,200	463,300			l
79	239,100	289,800	334,600	369,200	422,000	464,200			l
80	239,500	290,400	335,100	370,300	422,600	465,100			l
81	240,000	291,000	335,700	371,400	423,200	466,000			l
82	240,500	291,500	336,200	372,400	424,000	467,000			l
83	241,000	292,100	336,700	373,400	424,800	467,900			l
84	241,500	292,600	337,200	374,400	425,600	468,800			l
85	242,000	293,100	337,700	375,400	426,400	469,700			l
86	242,500	293,400	338,100	376,300	427,200	470,700			l
87	243,000	293,900	338,600	377,100	428,000	471,600			l
88	243,300	294,200	339,100	378,000	428,800	472,500			l
89	243,700	294,700	339,500	378,900	429,500	473,400			l
90	244,200	295,100	339,900	379,700	430,300	474,400			l
91	244,700	295,500	340,400	380,500	431,000	475,300			l
92	245,000	296,000	340,800	381,200	431,800	476,200			l
93	245,400	296,400	341,200	382,000	432,600	477,100			l
94		296,900	341,700	382,700	433,400	478,100			l

	95		297,300	342,200	383,400	434,200	479,000		
	96		297,700	342,600	384,200	435,000	479,900		
	97		298,000	343,000	385,000	435,800	480,800		
	98		298,500	343,400	385,700	436,600	481,800		
	99		299,000	343,800	386,400	437,400	482,700		
	100		299,500	344,300	387,100	438,200	483,600		
	101		300,000	344,600	387,800	439,000	484,500		
	102		300,400	344,900	388,500	439,800	485,500		
	103		300,900	345,300	389,100	440,600	486,400		
	104		301,400	345,800	389,900	441,400	487,300		
	105		301,900	346,100	390,600	442,200	488,200		
	106		302,400	346,400	391,400	443,000	489,200		
	107		302,900	346,800	392,000	443,800	490,100		
	108		303,400	347,300	392,700	444,600	491,000		
	109		303,800	347,600	393,300	445,400	491,900		
	110		304,300	348,100	394,000	446,200			
	111		304,800	348,600	394,800	447,000			
	112		305,300	349,100	395,500	447,800			
	113		305,600	349,300	396,000	448,600			
	114		306,100	349,800	396,700	449,400			
	115		306,500	350,300	397,400	450,200			
	116		307,000	350,800	398,100	451,000			
	117		307,300	351,200	398,800	451,800			
	118			351,700	399,600				
	119			352,200	400,400				
	120			352,700	401,100				
	121			353,100	401,800				
	122			353,600	402,600				
	123			354,100	403,400				
	124			354,600	404,100				
	125			355,000	404,800				
	126			355,500	405,600				
	127			355,900	406,400				
	128			356,400	407,100				
	129			356,800	407,800				
	130			357,300	408,600				
	131			357,800	409,400				
	132			358,300	410,100				
	133			358,700	410,800				
	134			359,200	411,600				
	135			359,700	412,400				
	136			360,200	413,100				
	137			360,600	413,800				
	138			361,100	414,600				
	139			361,600	415,400				
	140			362,100	416,100				
	141			362,500	416,800				
	142			363,000	417,600				
	143			363,500	418,400				
	144			364,000	419,100				
	145			364,400	419,800				
•	•	- '	- !	• •	• •	- !	•	•	

員									
用職		186,900	214,500	258,700	278,900	320,200	362,700	396,500	448,600
再 任									
	161				431,800				
	160				431,100				
	159				430,400				
	158				429,600				
	157				428,800				
	156				428,100				
	155				427,400				
	154				426,600				
	153				425,800				
	152				425,100				
	151				424,400				
	150				423,600				
	149				422,800				
	148				422,100				
	147				420,000				
	146				420,600				l .

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規 定する職員を除く。

別表第 2 教 育 職 給 料 表

ア教育職給料表(一)

	狄 育 	百科衣(1			
職員の区	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料	給 料	給 料	給 料	給 料
分	号給	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	270,500	333,700	424,200
	2	155,100	171,600	273,100	336,000	426,000
	3	156,600	173,700	275,500	338,300	427,800
	4	158,100	175,900	277,900	340,600	429,600
	5	159,800	177,900	280,300	342,900	431,200
	6	161,700	180,100	282,800	345,200	432,800
	7	163,500	182,300	285,400	347,500	434,700
	8	165,300	184,500	287,900	349,800	436,600
	9	167,100	186,800	290,200	351,900	438,400
	10	169,200	189,600	292,700	354,100	440,200
	11	171,200	192,300	295,300	356,300	442,100
	12	173,200	195,000	297,800	358,500	444,000
	13	175,200	197,900	300,500	360,700	445,700
	14	177,400	199,600	303,300	362,700	447,600
	15	179,600	201,200	306,100	364,700	449,500
	16	181,800	202,900	309,000	366,800	451,400
	17	184,100	204,700	311,800	368,700	453,100
	18	186,700	206,400	314,400	370,700	454,900
	19	189,200	208,100	316,900	372,700	456,700
	20	191,700	209,700	319,600	374,700	458,500
再任	21	194,200	211,500	322,200	376,700	460,100
用職	22	195,900	213,400	324,500	378,600	461,900
員以	23	197,600	215,300	326,800	380,600	463,800
外の	24	199,300	217,200	329,100	382,500	465,500
職員	25	200,800	218,900	331,200	384,000	467,200
144 54	26	202,500	220,900	333,300	385,900	468,900
	27	204,200	222,900	335,600	387,700	470,500
	28	205,800	224,900	337,900	389,600	472,200
	29	207,300	226,800	340,000	391,500	474,000
	30	209,000	229,500	342,300	393,500	475,600
	31	210,700	232,200	344,600	395,500	477,200
	32	212,400	234,900	346,900	397,500	478,900
	33	214,000	237,700	349,000	399,300	480,600
	34	215,800	240,600	351,200	401,000	481,600
	35	217,600	243,500	353,400	402,700	482,600
	36	219,400	246,300	355,600	404,500	483,400
	37	221,000	248,900	357,500	405,700	484,500
	38	222,800	251,700	359,600	407,200	485,500
	39	224,600	254,500	361,700	408,600	486,500
	40	226,400	257,200	363,800	410,100	487,500
	41	228,300	260,000	366,000	411,800	488,600
	42	230,100	262,600	368,000	413,200	489,600

ı	1	1	i i	1	i i	1 1
	43	231,900	265,100	370,000	414,600	490,600
	44	233,600	267,600	372,100	416,200	491,600
	45	235,300	269,900	373,600	417,800	492,700
	46	237,000	272,400	375,400	419,100	493,700
	47	238,600	274,900	377,100	420,700	494,700
	48	240,200	277,300	378,900	422,300	495,700
	49	241,800	279,700	380,600	424,000	496,800
	50	243,500	282,200	382,200	425,400	497,800
	51	245,000	284,700	383,800	427,000	498,800
	52	246,700	287,200	385,400	428,600	499,800
	53	248,100	289,600	387,100	430,300	500,900
	54	249,600	292,100	388,800	431,800	501,900
	55	251,200	294,500	390,500	433,400	502,900
	56	252,700	297,000	392,200	435,000	503,900
	57	254,100	299,300	393,400	436,500	505,000
	58	255,600	301,800	394,900	438,000	
	59	257,100	304,300	396,400	439,400	
	60	258,600	307,000	397,900	440,900	
	61	260,100	309,500	399,400	442,500	
	62	261,600	312,000	400,900	444,000	
	63	263,200	314,500	402,400	445,500	
	64	264,600	317,000	404,000	447,000	
	65	266,100	319,400	405,400	448,700	
	66	267,700	321,600	406,400	450,200	
	67	269,300	323,800	407,600	451,700	
	68	271,000	326,000	408,900	453,300	
	69	272,500	328,300	410,100	454,900	
	70	274,000	330,500	411,300	456,400	
	71	275,400	332,700	412,600	458,000	
	72	276,900	334,800	413,900	459,600	
	73	278,100	337,000	414,800	461,100	
	74	279,500	339,200	416,000	462,100	
	75	280,900	341,400	417,200	463,100	
	76	282,300	343,600	418,400	463,900	
	77	283,700	345,600	419,400	464,700	
	78	284,900	347,800	420,400	465,700	
	79	286,100	350,000	421,400	466,700	
	80	287,300	352,200	422,400	467,700	
	81	288,600	354,200	423,400	468,500	
	82	289,800	356,200	424,200	469,500	
	83	291,000	358,300	425,100	470,500	
	84	292,200	360,400	425,900	471,500	
	85	293,400	362,200	426,500	472,300	
	86	294,600	364,100	427,300	473,300	
	87	295,800	366,000	428,100	474,300	
	88	297,000	367,900	428,900	475,300	
	89	298,200	369,900	429,500	476,100	
	90	299,400	371,600	430,000	477,100	
	91	300,600	373,300	430,500	478,100	
	92	301,800	375,000	430,900	479,100	
	93	302,600	376,500	431,300	479,900	

ı		 	 	l	Ī	I
	94	303,700	378,000	431,800		
	95	304,800	379,500	432,400		
	96	306,000	381,000	432,800		
	97	307,000	382,100	433,200		
	98	308,100	383,500	433,700		
	99	309,200	384,900	434,200		
	100	310,300	386,300	434,700		
	101	311,200	387,600	435,200		
	102	312,300	388,900	435,700		
	103	313,400	390,200	436,200		
	104	314,500	391,500	436,700		
	105	315,100	392,800	437,300		
	106	316,000	394,000	437,800		
	107	316,800	395,300	438,300		
	108	317,600	396,600	438,800		
	109	318,500	398,000	439,400		
	110	318,900	399,000	439,900		
	111	319,400	400,100	440,400		
	112	319,900	401,200	440,900		
	113	320,500	402,100	441,500		
	114	320,900	403,100	442,000		
	115 116	321,400 321,900	404,200 405,300	442,500 443,000		
	117	321,900	406,000	443,600		
	118	323,000	400,000	444,100		
	119	323,500	408,000	444,600		
	120	324,000	409,000	445,100		
	121	324,500	409,800	445,700		
	122	324,900	410,700	110,100		
	123	325,400	411,600			
	124	325,900	412,400			
	125	326,500	413,000			
	126	326,800	413,700			
	127	327,100	414,400			
	128	327,400	415,100			
	129	327,700	415,800			
	130	328,000	416,600			
	131	328,300	417,200			
	132	328,600	418,000			
	133	328,800	418,600			
	134	329,000	419,000			
,	135	329,200	419,500			
	136	329,500	419,800			
	137	329,800	420,200			
	138	330,000	420,700			
	139	330,300	421,200			
	140	330,600	421,700			
	141	330,800	422,100			
	142	331,000	422,600			
,	143	331,300	423,100			
	144	331,500	423,600			

.		Ī	Ī	Ì	İ	İ
	145	331,800	424,000			
	146	332,000	424,500			
	147	332,300	425,000			
	148	332,600	425,500			
	149	332,800	425,900			
	150	333,000	426,400			
	151	333,300	426,900			
	152	333,600	427,400			
	153	333,800	427,800			
	154	334,100	428,300			
	155	334,400	428,800			
	156	334,700	429,300			
	157	334,900	429,700			
	158	335,200	430,200			
	159	335,500	430,700			
	160	335,800	431,200			
	161	336,000	431,600			
	162	336,300	432,100			
	163	336,600	432,600			
	164	336,900	433,100			
	165	337,100	433,500			
	166	337,400	434,000			
	167	337,700	434,500			
	168	338,000	435,000			
	169	338,200	435,400			
再任						
用職		235,100	278,600	306,200	336,500	422,300
員						
/# #						

備考

- (1) この表は、尼崎市立高等学校に勤務する校長、教頭、主 幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手 及び講師並びに尼崎市立特別支援学校に勤務する実習助手 に適用する。
- に適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(二)

<u> </u>	双月 电台	ם זיז ז ע ∖—	-/	
職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級
分		給 料	給 料	給 料
ח	号給	月額	月額	月額
		円	円	円
	1	153,600	169,500	290,200
	2	155,100	171,600	293,200
	3	156,600	173,700	296,300
	4	158,100	175,900	299,300
	5	159,800	177,900	301,900
	6	161,700	180,100	304,800
	7	163,500	182,300	307,800
	8	165,300	184,500	310,700
	9	167,100	186,800	313,700
	10	169,200	189,600	316,500
	11	171,200	192,300	319,300
	12	173,200	195,000	322,200
	13	175,200	197,900	324,900
	14	177,400	199,600	327,000
	15	179,600	201,200	329,100
	16	181,800	202,900	331,400
	17	184,100	204,700	333,700
	18	186,700	206,400	336,000
	19	189,200	208,100	338,300
再任	20	191,700	209,700	340,600
	21	194,200	211,500	342,900
用職	22	195,900	213,400	345,200
員以	23	197,600	215,300	347,500
外の	24	199,300	217,200	349,800
職員	25	200,800	218,900	351,900
	26	202,400	220,900	353,800
	27	204,000	222,900	355,700
	28	205,500	224,900	357,600
	29	207,200	226,800	359,500
	30	208,900	229,500	361,400
	31	210,600	232,200	363,100
	32	212,300	234,900	365,000
	33	213,800	237,700	366,800
	34	215,500	240,600	368,500
	35	217,200	243,500	370,300
	36	218,900	246,300	372,100
	37	220,400	248,900	374,000
	38	222,100	251,700	375,600
	39	223,800	254,500	377,200
	40	225,500	257,200	378,800
	41	227,300	260,000	380,100
	42	229,100	262,600	381,600
	43	230,900	265,100	383,000
I	44	232,600	267,600	384,500

I 45	004.500		000 100
45	234,500	269,900	386,100
46	236,200	272,400	387,700
47	237,800	274,900	389,300
48	239,500	277,300	390,900
49	241,000	279,700	392,300
50	242,700	282,200	393,800
51	244,300	284,700	395,300
52	245,900	287,200	396,800
53	247,100	289,600	398,000
54	248,700	292,100	399,300
55	250,300	294,500	400,400
56	251,900	297,000	401,600
57	253,200	299,300	403,000
58	254,700	301,800	404,200
59	256,100	304,300	405,500
60	257,500	307,000	406,800
61	259,000	309,500	408,100
62	260,400	312,000	409,100
63	261,800	314,500	410,500
64	263,200	317,000	411,900
65	264,500	319,400	413,100
66	266,000	321,600	414,200
67	267,500	323,800	415,400
68	269,000	326,000	416,600
69	270,700	328,300	417,600
70	272,200	330,500	418,800
71	273,700	332,700	420,000
72	275,200	334,800	421,200
73	276,400	337,000	422,000
74	277,700	339,200	422,800
75	279,000	341,400	423,600
76	280,300	343,600	424,400
77	281,700	345,500	425,000
78	282,900	347,400	425,800
79	284,100	349,300	426,500
80	285,300	351,200	427,200
81	286,600	353,000	428,000
82	287,600	354,800	428,600
83	288,800	356,600	429,100
84	290,000	358,400	429,800
85	291,000	359,800	430,500
86	292,000	361,500	431,000
87	293,000	363,000	431,600
88	294,000	364,600	432,300
89	295,100	366,100	433,000
90	296,000	367,400	433,600
91	296,900	368,800	434,300
92	297,800	370,200	434,800
93	298,300	371,700	435,300
94	299,100	373,000	436,000
95	299,800	374,300	436,700

1 00			1 407 400
96	300,600	375,600	437,400
97	301,400	376,600	437,900
98	302,200	377,600	438,600
99	303,000	378,600	439,300
100	303,800	379,600	440,000
101	304,700	380,700	440,500
102	305,200	381,700	441,200
103	305,700	382,700	441,900
104	306,200	383,700	442,600
105	306,400	384,500	443,100
106	306,800	385,400	443,800
107	307,100	386,300	444,500
108	307,400	387,300	445,200
109	307,600	388,200	445,700
110	307,800	389,200	446,400
111	308,100	390,200	447,100
112	308,400	391,200	447,800
113	308,600	391,800	448,300
114 115		392,700	
116		393,600 394,500	
117		395,300	
		396,100	
118 119		396,100	
120		390,900	
121		398,300	
122		399,100	
123		399,800	
124		400,500	
125		401,200	
126		401,900	
127		402,400	
128		403,000	
129		403,700	
130		404,300	
131		405,000	
132		405,600	
133		405,900	
134		406,500	
135		407,100	
136		407,500	
137		407,900	
138		408,500	
139		409,100	
140		409,700	
141		410,100	
142		410,700	
143		411,300	
144		411,900	
145		412,300	
146		412,900	

]		
	147		413,500	
	148		414,100	
	149		414,500	
	150		415,100	
	151		415,700	
	152		416,300	
	153		416,700	
	154		417,300	
	155		417,900	
	156		418,500	
	157		418,900	
	158		419,500	
	159		420,100	
	160		420,700	
	161		421,100	
	162		421,700	
	163		422,300	
	164		422,900	
	165		423,300	
	166		423,900	
	167		424,500	
	168		425,100	
	169		425,500	
	170		426,100	
	171		426,700	
	172		427,300	
	173		427,700	
再任				
用職		226,300	275,300	329,700
員				
供 老				

備考

- (1) この表は、尼崎市立幼稚園に勤務する 園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及 び養護助教諭に適用する。 (2) この表の適用を受ける職員のうち、そ
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

	-1-	消	防 暗	始	料	表	
職員	職務の級	1 級	2級	3 級	4級	5級	6級
の区	号給	給 料	給 料	給 料	給料	給 料	給 料
分		月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,700	203,700	225,500	236,900	288,900	312,700
	2	164,800	205,500	227,100	238,900	291,000	315,400
	3	166,800	207,300	228,700	240,900	293,100	318,100
	4	168,900	209,200	230,300	242,900	295,200	320,800
	5	171,000	211,100	231,900	244,900	297,300	323,500
	6	173,000	213,000	233,600	246,900	299,500	326,200
	7	175,100	214,900	235,200	248,900	301,700	328,900
	8	177,200	216,800	236,700	250,900	303,900	331,600
	9	179,400	218,600	238,200	252,900	306,100	334,300
	10	181,400	220,500	239,800	255,000	308,400	337,000
	11	183,400	222,400	241,400	257,100	310,700	339,700
	12	185,400	224,400	243,200	259,200	313,000	342,400
	13 14	187,400	226,400	244,900 246,900	261,300	315,300	345,100
	15	189,200 191,000	228,400 230,400	248,800	263,400 265,500	317,600 319,900	347,800
	16	191,000	230,400	250,900	267,600	322,200	350,500 353,200
	17	192,900	232,400	253,000	269,600	324,500	355,200
	18	194,600	236,300	255,000	271,700	326,800	358,600
	19	198,500	238,300	257,200	273,700	329,100	361,300
	20	200,400	240,300	259,200	275,700	331,400	364,000
再任	21	202,300	242,000	261,300	277,800	333,600	366,700
用職	22	204,100	243,900	263,300	279,900	335,800	369,400
員以	23	205,900	245,700	265,400	282,000	338,100	372,200
外の	24	207,800	247,600	267,400	284,100	340,400	374,900
職員	25	209,700	249,200	269,500	286,300	342,700	377,400
144 52	26	211,600	251,100	271,500	288,500	345,000	380,100
	27	213,400	253,100	273,500	290,700	347,300	382,800
	28	215,300	255,000	275,700	292,900	349,600	385,500
	29	217,200	257,000	277,800	295,100	351,900	388,300
	30	219,100	258,900	279,700	297,300	354,100	390,900
	31	220,900	260,900	281,800	299,500	356,400	393,600
	32	222,700	262,700	283,900	301,700	358,400	396,300
	33	224,400	264,600	286,000	303,900	360,700	399,000
	34	226,100	266,400	288,000	306,000	362,800	401,500
	35	227,800	268,300	290,100	308,200	365,000	404,000
	36	229,400	270,400	292,200	310,400	367,100	406,600
	37	231,000	272,400	294,400	312,600	369,300	409,200
	38	232,700	274,300	296,500	314,800	371,400	411,300
	39	234,200	276,400	298,600	317,000	373,600	413,400
	40	235,800	278,400	300,700	319,200	375,800	415,500
	41	237,300	280,400	302,900	321,400	378,000	417,600
	42	239,000	282,200	305,100	323,400	380,100	419,500
I	43	240,500	284,000	307,300	325,500	382,200	421,500

	44	242,000	285,800	309,500	327,600	384,100	423,500
	45	243,600	287,700	311,700	329,700	385,900	425,500
	46	245,000	289,600	313,800	331,600	387,600	427,500
	47	246,500	291,400	316,000	333,600	389,300	429,500
	48	247,900	293,200	318,100	335,700	391,000	431,600
	49	249,500	295,100	320,200	337,800	392,600	433,600
	50	250,800	296,900	322,300	339,800	394,100	435,300
	51	252,300	298,700	324,400	341,900	395,700	436,900
	52	253,700	300,500	326,400	343,900	397,300	438,400
	53	255,100	302,300	328,400	346,000	398,900	439,900
	54	256,700	303,900	330,500	348,000	400,300	441,000
	55	258,100	305,600	332,300	350,000	401,700	442,100
	56	259,400	307,300	334,200	352,000	403,100	443,200
	57	260,900	309,000	336,200	354,000	404,500	444,300
	58	262,200	310,600	337,900	355,900	405,600	445,300
	59	263,400	312,200	339,700	357,700	406,700	446,200
	60	264,600	313,700	341,500	359,500	407,700	447,200
	61	265,800	315,300	343,300	361,300	408,600	448,100
	62	267,100	316,700	344,900	362,800	409,400	448,900
	63	268,400	318,000	346,500	364,200	410,300	449,900
	64	269,800	319,400	348,000	365,700	411,000	450,700
	65	271,000	320,700	349,500	367,100	411,800	451,600
	66	272,100	321,900	350,800	368,200	412,500	452,600
	67	273,300	323,200	352,100	369,200	413,300	453,400
	68	274,500	324,500	353,200	370,300	414,100	454,300
	69	275,600	325,800	354,400	371,400	414,800	455,200
	70	276,800	326,800	355,300	372,400	415,600	456,200
	71	277,900	327,800	356,200	373,400	416,300	457,100
	72	278,900	328,800	357,100	374,400	416,900	457,900
	73	280,000	329,700	358,000	375,400	417,500	458,600
	74	280,900	330,300	358,700	376,300	418,200	459,600
	75	281,800	330,800	359,400	377,100	419,000	460,500
	76	282,700	331,200	360,100	378,000	419,700	461,400
	77	283,600	331,700	360,800	378,900	420,400	462,300
	78	284,400	332,300	361,300	379,700	421,200	463,300
	79	285,200	332,900	361,900	380,500	422,000	464,200
	80	285,800	333,400	362,500	381,200	422,600	465,100
	81	286,300	333,900	363,100	382,000	423,200	466,000
	82	287,100	334,400	363,600	382,700	424,000	467,000
	83	287,800	334,900	364,100	383,400	424,800	467,900
	84	288,400	335,300	364,600	384,200	425,600	468,800
	85	289,100	335,800	365,200	385,000	426,400	469,700
	86	289,700	336,300	365,800	385,700	427,200	470,700
	87	290,200	336,800	366,300	386,400	428,000	471,600
	88	290,800	337,300	366,900	387,100	428,800	472,500
	89	291,300	337,800	367,400	387,800	429,500	473,400
	90	291,700	338,200	368,000	388,500	430,300	474,400
	91	292,100	338,600	368,600	389,100	431,000	475,300
	92	292,500	339,100	369,100	389,900	431,800	476,200
	93	293,000	339,500	369,700	390,600	432,600	477,100
I	94	293,400	339,900	370,300	391,400	433,400	478,100

95 293,800 340,400 370,900 392,000 434,200 479,000 96 294,300 340,900 371,400 392,700 435,000 479,900 97 294,700 341,300 372,000 393,300 435,800 480,800 98 295,200 341,800 372,600 394,000 436,600 481,800 99 295,600 342,300 373,200 394,800 437,400 482,700 100 296,000 342,700 373,700 395,500 438,200 483,600 101 296,900 343,600 374,800 396,000 439,800 485,500 103 297,400 344,500 375,800 396,700 439,800 486,400 104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 378,300
97
98
99 295,600 342,300 373,200 394,800 437,400 482,700 100 296,000 342,700 373,700 395,500 438,200 483,600 101 296,400 343,100 374,300 396,000 439,000 484,500 102 296,900 343,600 374,800 396,700 439,800 485,500 103 297,400 344,000 375,300 397,400 440,600 486,400 104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,000 378,900 402,600 111 301,600 347,800 379,900 404,100
100 296,000 342,700 373,700 395,500 438,200 483,600 101 296,400 343,100 374,300 396,000 439,000 484,500 102 296,900 343,600 374,800 396,700 439,800 485,500 103 297,400 344,000 375,300 397,400 440,600 486,400 104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 403,400 445,400 491,900 110 301,600 347,800 379,900 404,100 404,800 404,800 113 302,000 348,100 380,400
101 296,400 343,100 374,300 396,000 439,000 484,500 102 296,900 343,600 374,800 396,700 439,800 485,500 103 297,400 344,000 375,300 397,400 440,600 486,400 104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 301,200 347,300 379,300 403,400 491,900 111 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 <td< th=""></td<>
102 296,900 343,600 374,800 396,700 439,800 485,500 103 297,400 344,000 375,300 397,400 440,600 486,400 104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 301,200 347,300 379,300 403,400 491,900 111 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
103 297,400 344,000 375,300 397,400 440,600 486,400 104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,300 379,300 403,400 491,900 111 301,200 347,800 379,300 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
104 297,900 344,500 375,800 398,100 441,400 487,300 105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,300 379,300 403,400 111 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
105 298,400 344,900 376,300 398,800 442,200 488,200 106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,000 378,900 402,600 111 301,200 347,300 379,300 403,400 112 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
106 298,800 345,300 376,800 399,600 443,000 489,200 107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,000 379,300 402,600 111 301,200 347,300 379,300 403,400 112 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
107 299,300 345,700 377,200 400,400 443,800 490,100 108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,000 378,900 402,600 403,400 403,400 111 301,600 347,800 379,900 404,100 404,800 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
108 299,800 346,200 377,800 401,100 444,600 491,000 109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,000 378,900 402,600 403,400 403,400 404,100 404,100 404,100 404,800 404,800 404,800 404,800 405,600
109 300,300 346,600 378,300 401,800 445,400 491,900 110 300,800 347,000 378,900 402,600 403,400 403,400 404,100 404,100 404,100 404,800 404,800 404,800 405,600 405
110 300,800 347,000 378,900 402,600 111 301,200 347,300 379,300 403,400 112 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
111 301,200 347,300 379,300 403,400 112 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
112 301,600 347,800 379,900 404,100 113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
113 302,000 348,100 380,400 404,800 114 348,500 381,000 405,600
114 348,500 381,000 405,600
115 348,900 381,600 406,400
116 349,400 382,200 407,100
117 349,700 382,600 407,800
118 350,200 408,600
119 350,600 409,400
120 351,100 410,100
121 351,400 410,800
122 351,900 411,600
123 352,400 412,400
124 352,900 413,100 425 400 443,000
125 353,100 413,800
126 353,600 414,600 127 354,100 415,400
128 354,600 416,100 129 355,000 416,800
130 355,500 417,600
131 355,900 418,400
132 356,400 419,100
133 356,800 419,800
134 357,300 420,600
135 357,800 421,400
136 358,300 422,100
137 358,700 422,800
138 359,200 423,600
139 359,700 424,400
140 360,200 425,100
141 360,600 425,800
142 361,100 426,600
143 361,600 427,400
144 362,100 428,100
145 362,500 428,800

再任						
用職	186,900	214,500	258,700	278,900	320,200	362,700
員						

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

別表第3の2

一の区分	円 円 円 の 470,100 の 472,400 の 476,900 の 479,200 の 481,400 の 483,600 の 485,800 の 487,800	
分 告給 給料 給料 給料 給料 局額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 1 243,300 328,600 394,300 470,1 2 245,800 331,600 397,200 472,4 3 248,300 334,500 400,100 474,6 4 250,800 337,600 403,000 476,9 5 253,100 340,300 405,700 479,2 6 256,900 343,600 408,400 481,4 7 260,700 346,800 411,200 483,6 8 264,500 349,900 414,000 485,8 9 268,100 352,900 416,600 487,8 10 272,100 355,900 419,300 489,9 11 276,100 359,000 422,000 492,0 12 280,100 362,200 424,700 494,1 13 283,900 365,300 427,200 496,2 14 287,900 376,000	月額 円 円 00 470,100 00 472,400 00 474,600 00 476,900 00 479,200 00 481,400 00 483,600 00 485,800 00 487,800	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	円 円 の 470,100 472,400 00 476,900 00 479,200 00 481,400 00 485,800 00 487,800	
日	00 470,100 00 472,400 00 474,600 00 476,900 00 479,200 00 481,400 00 483,600 00 485,800 00 487,800	<i>ב</i> ל
28 336,300 407,800 462,100 525,1 29 339,100 410,200 464,300 527,0 30 341,400 412,300 466,600 528,8 31 343,600 414,300 468,900 530,6 32 346,000 416,400 471,100 532,4 33 348,400 418,500 473,100 534,0 34 350,800 420,500 475,200 535,8 35 353,100 422,500 477,300 537,5 36 355,600 424,500 479,400 539,3 37 358,000 426,600 481,500 540,9 38 360,400 428,600 483,300 542,5 39 362,800 430,600 485,100 543,9	00 492,000 00 494,100 00 496,200 00 500,400 00 502,500 00 504,600 00 508,600 00 512,400 00 514,200 00 518,000 00 519,700 00 523,300 00 523,300 00 527,000 00 527,000 00 534,000 00 534,000 00 537,500 00 539,300 00 542,500 00 543,900	用職 員以 外の

		1		
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93	I	483,300		

	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任					
用職		295,000	337,400	391,800	464,800
員					

備考 この表は、医師に適用する。

任 期 付 職 給 料 表

職員の区分	給料月額
保育士の職務名が冠せられた職員	198,900円

備考 この表は、任期付職員に適用する。

第2条 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き、法第3条」を「基づき、法第3条第2項」に改め、「属する」の次に「本市の」を加え、「関する」を「ついて必要な」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第2項中「の受ける」を「に支給される」に、「度に基き」を「程度に基づき」に改め、同条第3項中「、職員」を「職員」に改め、同項ただし書中「定」を「定め」に改める。

第3条第2項中「度に基づき、これを」を「程度に基づき」に、「職務の級」を「等級ごと」に、「し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市規則で定める」を「する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、給料表の種類ごとに別表第3の4アからオまでに定める等級別基準職務表のとおりとし、同表に定める役名に準ずる役名その他必要な事項は、市規則で定める。

第3条の2の見出しを「(等級別定数)」に改め、同条第1項中「前条第2項の規定に基づく分類」を「前条第3項」に、「職務の級」を「、等級ごとの職員」に改め、同条第2項中「職務の級は」を「等級は」に改め、「の職務の級ごと」を削り、「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第5条第1項中「職員を」を「職員について昇格(」に、「職務の級から昇格(職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更する」を「等級から当該等級に係る給料表における上位の等級に異動する」に、「させる」を「をさせる」に、「市規則の」を「市規則で」に、「その者の資格基準に応じて、1級上位の職務の級」を「1級上

位の等級」に改め、同条第2項中「職務の級」を「等級」に、「教育委員会」を「尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に、「を昇格させる」を「について昇格をさせる」に改め、同条第3項中「昇格させる」を「当該職員について昇格をさせる」に改める。

第6条第1項中「を昇格させた」を「について昇格をさせた」に、「その者の」を「当該職員の」に、「者に」を「昇格の日の前日に受けていた当該職員に」に改め、「において、その者が昇格した日の前日に受けていた同表」を削り、「職務の級」を「等級」に改め、同条第2項中「を昇格させた」を「について昇格をさせた」に、「職務の級」を「等級」に改め、同条第4項中「以降」を「以後」に、「職務の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更する」を「現に格付けされている等級から当該等級に係る給料表における下位の等級に異動する」に、「した職員を、その」を「をした職員について、当該職員」に改め、「別に」を削る。

第7条第1項中「を降格させた」を「について降格をさせた」に、「その者」を「当該職員」に、「各号に定める号給」を「とおり」に改め、同項第1号中「降格した日」を「当該降格をした日(以下「降格日」という。)」に、「降格した職務の級」を「当該降格後の等級」に改め、同項第2号中「降格した日」を「降格日」に、「降格した職務の級」を「当該降格後の等級」に改め、同項第3号中「降格した日」を「降格日」に、「降格した職務の級」を「当該降格後の等級」に、「その職務の級」を「当該等級」に改める。

第9条第2項中「その者」を「当該職員」に、「職務の級」を「等級」に改め、同条第4項中「職務の級」を「等級」に改め、同条第5項中「前各項に規定する」を「職員の」に改める。

第9条の2第1項中「その者に」を「当該再任用職員に」に、「その者の属する職務の級」を「当該再任用職員の等級」に改め、同条第2項中「その者」を「当該再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項中「の職」を削り、「指定する者に対して」を「定

めるもの(以下「管理監督職員」という。)に」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第2項中「当該職員の給料月額の」を「給料月額に」に、「こえない範囲内で、」を「乗じて得た額の範囲内で」に改め、「定める」の次に「額とする」を加える。

第12条の2第1項中「には」を「には、」に改め、同条第2項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

第19条の2第1項及び第2項を次のように改める。

管理監督職員が次のいずれかに該当する場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は第16条第2項に規定する休日(次号において「休日」という。)に勤務した場合
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、勤務を要しない日及び休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間(正規の勤務時間以外の時間内のものに限る。)に勤務した場合
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する場合(第3号に該当する場合を除く。) 勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で市規則で定める額(勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、当該額に100分の150を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に該当する場合(次号に該当する場合を除く。) 勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で市規則で定め る額
 - (3) 前項第1号の規定による勤務をした後引き続き同項第2号の 規定による勤務をした場合 市規則で定める額

第19条の2第3項中「に定める」を「に規定する」に改める。

第21条第5項中「職務の級」を「等級」に、「度」を「程度」に 改め、同条第6項第1号中「100分の85」を「100分の80」 に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」 に改める。

第21条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第3項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に、「者に」を「任命権者に」に改め、同条第4項中「速やかに」を「速やかに、」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条の4第1項中「職務の級」を「等級」に改める。

付則第39項中「258,700」を「254,000」に、「237,100」を「232,800」に、「278,900」を「232,800」に、「278,900」を「273,400」に、「279,000」を「273,500」に、「320,200」を「314,600」を「308,400」を「3355,600」に、「343,800」を「3355,600」を「388,7000」を「3355,700」を「388,7000」に、「375,700」を「368,300」に、「448,600」を「448,600」を「448,600」を「448,600」を「448,600」を「449,700」を「240,300」に、「448,600」を「448,600」を「449,700」を「240,300」に、「4500、付則第61項中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の13.5」を「100分の11」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

		:	行 政	双 職	給	米斗	表		
職員の区	等級	1級	2級	3 級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料
分	םייי כ	月額							
	1 2 3	円 140,400 141,500 142,600	円 174,800 176,300 177,900	円 209,000 210,900 212,800	円 212,600 214,500 216,400	円 282,600 284,700 286,800	円 305,300 308,000 310,700	円 341,100 343,900 346,700	円 379,400 382,400 385,400
	4	143,700	179,500	214,700	218,300	288,900	313,400	349,500	388,400
	5	144,900	181,100	216,600	220,200	291,000	316,100	352,300	391,400
	6	146,100	182,800	218,500	222,100	293,200	318,800	355,100	394,400
	7	147,200	184,600	220,400	224,000	295,400	321,500	357,900	397,400
	8	148,300	186,400	222,300	225,900	297,600	324,200	360,700	400,400
	9	149,500	188,200	224,200	227,800	299,800	326,900	363,500	403,400
	10	150,800	190,000	226,100	229,700	302,100	329,600	366,300	406,400
	11	152,100	191,800	228,000	231,600	304,400	332,300	369,100	409,400
	12	153,400	193,600	229,900	233,500	306,700	335,000	371,900	412,400
	13	154,700	195,400	231,700	235,400	309,000	337,700	374,700	415,400
	14	156,700	197,100	233,500	237,400	311,300	340,400	377,500	418,400
	15	158,700	198,900	235,300	239,400	313,500	343,100	380,300	421,400
	16	160,700	200,700	237,000	241,100	315,800	345,800	383,100	424,400
	17	162,700	202,500	238,700	242,800	318,000	348,500	385,900	427,400
	18	164,800	204,300	240,200	244,600	320,300	351,200	388,700	430,400
	19	166,800	206,100	241,900	246,500	322,500	353,900	391,500	433,200
再任	20	168,900	207,900	243,300	248,200	324,800	356,500	394,300	436,000
	21	171,000	209,700	245,000	250,000	327,000	359,200	397,100	438,800
用職	22	173,100	211,500	246,700	251,800	329,100	361,800	399,900	441,700
員 以	23	175,200	213,300	248,300	253,800	331,400	364,600	402,600	444,600
外の	24	177,300	215,100	250,000	255,500	333,600	367,200	405,400	447,500
職員	25	179,400	217,000	251,500	257,300	335,900	369,700	408,100	450,400
	26	181,200	218,900	253,300	258,900	338,200	372,300	410,900	453,400
	27	182,900	220,700	254,800	260,900	340,400	375,000	413,600	456,500
	28	184,600	222,300	256,500	262,800	342,700	377,600	416,200	459,600
	29	186,300	224,000	258,200	264,600	344,900	380,400	418,900	462,900
	30	188,000	225,500	259,900	266,500	347,100	382,900	421,700	466,200
	31	189,700	227,100	261,700	268,500	349,400	385,600	424,200	469,400
	32	191,400	228,600	263,300	270,400	351,300	388,200	426,800	472,600
	33	193,000	230,100	265,100	272,500	353,600	390,900	429,300	475,800
	34	194,600	231,500	266,900	274,500	355,600	393,300	431,600	479,100
	35	196,100	232,700	268,800	276,500	357,800	395,800	433,900	482,200
	36	197,700	234,200	270,700	278,600	359,900	398,400	436,300	485,400
	37	199,200	235,500	272,600	280,800	362,000	400,900	438,700	488,700
	38	200,600	236,900	274,600	283,000	364,100	403,000	441,100	491,800
	39	202,000	238,200	276,600	285,100	366,200	405,100	443,600	494,900
	40	203,400	239,600	278,500	287,300	368,400	407,100	446,000	498,100
	41	204,800	240,900	280,500	289,500	370,600	409,100	448,300	501,400
	42	206,200	242,300	282,200	291,600	372,600	411,000	450,300	503,800
I	43	207,600	243,400	284,100	293,800	374,700	413,000	452,300	506,000

44	208,900	244,700	286,000	295,900	376,600	414,900	454,100	508,300	ı
45	210,200	246,000	287,800	298,100	378,300	416,900	456,000	510,600	ı
46	211,500	247,100	289,700	300,200	380,000	418,900	457,600	512,300	ı
47	212,800	248,500	291,600	302,300	381,700	420,900	459,300	514,200	ı
48	214,100	249,900	293,400	304,500	383,300	423,000	461,000	516,200	ì
49	215,300	251,300	295,300	306,600	384,900	424,900	462,700	518,100	ı
50	216,500	252,700	297,100	308,800	386,300	426,600	464,500	519,900	ì
51	217,700	254,100	298,800	311,000	387,900	428,200	466,200	521,500	ì
52	218,700	255,400	300,600	313,100	389,500	429,700	467,700	523,100	ı
53	219,600	256,800	302,400	315,300	391,000	431,200	469,400	524,800	ı
54	220,600	258,200	303,900	317,200	392,400	432,300	471,200	526,000	ı
55	221,600	259,600	305,600	319,300	393,800	433,400	473,000	527,400	ı
56	222,500	261,100	307,200	321,400	395,200	434,500	474,600	528,700	1
57	223,400	262,600	308,800	323,400	396,500	435,600	476,200	530,100	ì
58	224,300	264,000	310,300	325,300	397,600	436,600	477,800	531,300	ì
59	225,300	265,400	311,800	327,200	398,700	437,500	479,400	532,600	1
60	226,100	266,700	313,200	329,300	399,700	438,500	480,900	533,900	1
61	226,900	268,000	314,600	331,400	400,600	439,400	482,500	535,200	1
62	227,900	269,200	315,600	333,300	401,400	440,200	484,000	536,400	1
63	228,700	270,400	316,600	335,400	402,200	441,200	485,600	537,600	ı
64	229,400	271,600	317,600	337,300	402,800	442,000	487,000	538,600	ı
65	230,300	272,700	318,700	339,400	403,500	442,800	488,300	539,400	1
66	231,100	273,900	319,500	341,400	404,100	443,600	489,600	540,300	ı
67	231,900	275,100	320,400	343,300	404,700	444,400	490,900	541,100	ı
68	232,800	276,300	321,300	345,300	405,300	445,200	492,100	542,100	ı
69	233,500	277,200	322,100	347,200	405,900	446,000	493,400	542,800	ı
70	234,000	278,100	322,900	349,100	406,500	446,800	494,600	·	ı
71	234,600	279,000	323,600	350,900	407,100	447,600	495,800		ı
72	235,200	279,800	324,300	352,600	407,700	448,400	496,900		ı
73	235,700	280,400	324,900	354,400	408,300	449,100	497,900		1
74	236,200	281,100	325,400	355,900	408,900	449,900	498,800		1
75	236,800	281,800	326,000	357,200	409,500	450,700	499,700		ì
76	237,400	282,500	326,600	358,700	410,100	451,500	500,500		1
77	237,900	283,100	327,200	360,100	410,600	452,200	501,300		1
78	238,500	283,600	327,700	361,100	411,200	453,000			1
79	239,100	284,200	328,100	362,100	411,800	453,800			1
80	239,500	284,800	328,500	363,200	412,400	454,600			ı
81	240,000	285,400	329,100	364,300	412,900	455,300			ı
82	240,500	285,800	329,600	365,300	413,500	456,100			1
83	241,000	286,400	330,100	366,300	414,100	456,900			ı
84	241,500	286,900	330,600	367,200	414,700	457,600			ı
85	242,000	287,400	331,100	368,200	415,200	458,300			ı
86	242,500	287,700	331,500	369,100	415,800	459,100			ì
87	243,000	288,200	332,000	369,900	416,400	459,900			1
88	243,300	288,500	332,400	370,800	417,000	460,600			ı
89	243,700	289,000	332,800	371,700	417,500	461,300			ı
90	244,200	289,300	333,200	372,400	418,100	462,100			ı
91	244,700	289,700	333,700	373,200	418,700	462,900			ı
92	245,000	290,200	334,100	373,900	419,200	463,600			ı
93	245,400	290,600	334,500	374,700	419,700	464,300			ı
94		291,100	335,000	375,400	420,300	465,100			

	95		291,500	335,500	376,100	420,900	465,900		
	96		291,900	335,900	376,900	421,400	466,600		
	97		292,200	336,300	377,700	421,900	467,300		
	98		292,700	336,600	378,300	422,500	468,100		
	99		293,200	337,000	379,000	423,100	468,900		
	100		293,700	337,500	379,700	423,600	469,600		
	101		294,200	337,800	380,400	424,100	470,300		
	102		294,600	338,100	381,000	424,700	471,100		
	103		295,100	338,500	381,600	425,300	471,900		
	104		295,600	339,000	382,400	425,800	472,600		
	105		296,100	339,300	383,100	426,300	473,300		
	106		296,500	339,600	383,900	426,900	474,100		
	107		297,000	340,000	384,500	427,500	474,900		
	108		297,500	340,500	385,200	428,000	475,600		
	109		297,800	340,800	385,800	428,500	476,300		
	110		298,300	341,300	386,500	429,100	,		
	111		298,800	341,800	387,300	429,700			
	112		299,300	342,200	387,900	430,200			
	113		299,600	342,400	388,400	430,700			
	114		300,100	342,900	389,000	431,300			
	115		300,500	343,400	389,600	431,900			
	116		301,000	343,900	390,200	432,400			
	117		301,300	344,300	390,700	432,900			
	118		,	344,800	391,300	,,,,,,,			
	119			345,300	391,900				
	120			345,800	392,500				
	121			346,200	393,000				
	122			346,700	393,600				
	123			347,200	394,200				
	124			347,600	394,700				
	125			348,000					
	126			348,500	395,800				
	127			348,800	396,400				
	128			349,300	396,900				
	129			349,700	397,400				
	130			350,200	398,000				
	131			350,700	398,600				
	132			351,200	399,100				
	133			351,600	399,600				
	134			352,100	400,200				
	135			352,600	400,800				
	136			353,100	401,300				
	137			353,500	401,800				
	138			353,900	402,400				
	139			354,400	403,000				
	140			354,900	403,500				
	141			355,300	404,000				
	142			355,800	404,600				
	143			356,300	405,200				
	144			356,800	405,200				
	145			357,200	406,200				
I	140	ı]	337,200	700,200		I	I	I

	146				406,800				
	147				407,400				
	148				407,900				
	149				408,400				
	150				409,000				
	151				409,600				
	152				410,100				
	153				410,600				
	154				411,200				
	155				411,800				
	156				412,300				
	157				412,800				
	158				413,400				
	159				414,000				
	160				414,500				
	161				415,000				
再任									
用職		186,500	214,000	254,000	273,400	313,900	355,600	388,700	439,800
員									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規 定する職員を除く。

別表第 2 教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(一)

	双月 城系	1 77 1X (<i>)</i>			
職員の区	等級	1級	2 級	3 級	4級	5級
	号給	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料
分	→ %¤	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	268,700	327,200	415,700
	2	155,100	171,600	271,000	329,400	417,500
	3	156,600	173,700	273,100	331,700	419,300
	4	158,100	175,900	275,200	333,900	421,000
	5	159,800	177,900	277,500	336,200	422,500
	6	161,700	180,100	279,700	338,400	424,000
	7	163,500	182,300	282,000	340,700	425,900
	8	165,300	184,500	284,200	343,000	427,800
	9	167,100	186,800	286,400	345,000	429,600
	10	169,200	189,600	288,400	347,100	431,400
	11	171,200	192,300	290,400	349,300	433,300
	12	173,200	195,000	292,400	351,400	435,100
	13	175,200	197,900	294,600	353,600	436,800
	14	177,400	199,600	297,400	355,600	438,700
	15	179,600	201,200	300,100	357,600	440,500
	16	181,800	202,900	303,000	359,600	442,400
	17	184,100	204,700 206,400	305,600	361,500	444,100
	18 19	186,700 189,200	208,400	308,200 310,600	363,400 365,400	445,900 447,700
	20	191,700	209,700	313,300	367,400	449,500
再任	21	194,200	211,500	315,900	369,200	451,100
用職	22	195,900	213,400	318,100	371,100	452,800
員以	23	197,600	215,300	320,400	373,000	454,700
外の	24	199,300	217,200	322,600	374,900	456,400
職員	25	200,800	218,900	324,600	376,400	458,100
140 54	26	202,500	220,900	326,700	378,200	459,700
	27	204,200	222,900	329,000	380,000	461,300
	28	205,800	224,900	331,300	381,900	462,800
	29	207,300	226,800	333,300	383,800	464,300
	30	209,000	229,500	335,600	385,700	465,600
	31	210,700	232,200	337,900	387,600	466,900
	32	212,400	234,900	340,100	389,600	468,200
	33	214,000	237,500	342,100	391,300	469,400
	34	215,800	240,300	344,200	393,000	470,100
	35	217,600	242,900	346,400	394,600	470,800
	36	219,400	245,600	348,600	396,400	471,500
	37	221,000	248,100	350,500	397,600	472,100
	38	222,800	250,600	352,600	399,100	472,800
	39 40	224,600	253,100	354,600	400,500	473,500
	40	226,400	255,500	356,700	401,900	474,200
	41	228,100	258,200	358,800	403,600	474,800
]	42	229,800	260,600	360,800	405,000	475,500

i i	1 1	i i	1 1	i i	1 1
43	231,400	262,800	362,800	406,300	476,200
44	233,000	265,000	364,800	407,800	476,900
45	234,600	267,200	366,300	409,400	477,500
46	236,000	269,400	368,100	410,700	478,200
47	237,300	271,600	369,700	412,200	478,900
48	238,600	273,700	371,500	413,800	479,600
49	240,100	276,000	373,100	415,500	480,200
50	241,600	278,000	374,700	416,900	480,900
51	242,800	280,000	376,300	418,500	481,600
52	244,300	282,000	377,900	420,000	482,300
53	245,600	283,900	379,500	421,700	482,900
54	246,800	286,400	381,200	423,200	483,600
55	248,200	288,700	382,900	424,800	484,300
56	249,400	291,200	384,500	426,400	485,000
57	250,700	293,400	385,700	427,900	485,600
58	251,800	295,900	387,200	429,400	
59	253,000	298,300	388,600	430,600	
60	254,200	301,000	390,100	431,800	
61	255,500	303,400	391,600	433,000	
62	256,900	305,800	393,100	434,300	
63	258,300	308,300	394,500	435,600	
64	259,500	310,700	396,100	436,800	
65	260,900	313,100	397,500	438,000	
66	262,400	315,300	398,400	439,200	
67	264,000	317,400	399,600	440,400	
68	265,700	319,600	400,900	441,600	
69	267,200	321,900	402,100	442,800	
70	268,600	324,000	403,300	444,000	
71	270,000	326,200	404,500	445,200	
72	271,500	328,200	405,800	446,400	
73	272,600	330,400	406,700	447,500	
74	274,000	332,500	407,900	448,100	
75	275,400	334,700	409,000	448,600	
76	276,700	336,900	410,200	449,100	
77	278,100	338,800	411,200	449,600	
78	279,300	341,000	412,200	450,200	
79	280,500	343,100	413,200	450,700	
80	281,700	345,300	414,100	451,200	
81	282,900	347,300	414,800	451,700	
82	284,100	349,200	415,600	452,300	
83	285,300	351,300	416,500	452,800	
84	286,500	353,300	417,300	453,300	
85	287,700	355,100	417,700	453,800	
86	288,800	357,000	418,300	454,400	
87	290,000	358,800	418,700	454,900	
88	291,200	360,700	419,300	455,400	
89	292,400	362,600	419,900	455,900	
90	293,500	364,300	420,200	456,500	
91	294,700	366,000	420,400	457,000	
92	295,900	367,600	420,600	457,500	
93	296,700	369,100	420,800	458,000	

1	1,,,,,,,,	0.4		404 000	ĺ
94	297,700		370,600	421,000	
95	298,800		372,100	421,300	
96	300,000		373,500	421,500	
97	301,000		374,600	421,800	
98	302,100		376,000	422,100	
99	303,100		377,400	422,400	
		100	378,700	422,600	
		101	380,000	422,900	
		102	381,300	423,200	
		103	382,500	423,500	
		104	383,800	423,800	
		105	385,100	424,100	
		106	386,200	424,400	
		107	387,500	424,700	
		108	388,700	425,000	
		109	390,100	425,300	
		110	391,100	425,600	
		111	392,200	425,900	
		112	393,200	426,200	
		113	394,100	426,500	
		114	395,100	426,800	
		115	396,200	427,100	
		116	397,300	427,400	
		117	398,000	427,700	
		118	398,900	428,000	
		119	399,800	428,300	
		120	400,700	428,600	
		121	401,500	428,900	
		122	402,400		
		123	403,200		
		124	404,000		
		125	404,600		
		126	405,300		
		127	406,000		
		128	406,700		
		129	407,300		
		130	407,800		
	· ·	131 132	408,200 408,600		
		133	408,000		
		134	409,000		
		135	409,600		
		136	409,800		
		137	410,000		
		137	410,000		
		139	410,300		
		140	410,800		
		141	410,800		
		141	411,300		
		142	411,600		
		143	411,800		
1 144	1 323,000	177	T 1 1,000		

	145	325,300	412,000			
	146	325,500	412,300			
	147	325,800	412,600			
	148	326,100	412,800			
	149	326,300	413,000			
	150	326,500	413,300			
	151	326,800	413,600			
	152	327,100	413,800			
	153	327,300	414,000			
	154	327,600	414,300			
	155	327,900	414,600			
	156	328,200	414,800			
	157	328,400	415,000			
	158	328,700	415,300			
	159	329,000	415,600			
	160	329,300	415,800			
	161	329,500	416,000			
	162	329,800	416,300			
	163	330,100	416,600			
	164	330,400	416,800			
	165	330,600	417,000			
	166	330,900	417,300			
	167	331,200	417,600			
	168	331,500	417,800			
	169	331,700	418,000			
再任						
用職		232,800	273,100	300,100	329,900	414,000
員						
供老						

備老

- (1) この表は、尼崎市立高等学校(以下「市立高等学校」という。)に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに尼崎市立特別支援学校(以下「市立特別支援学校」という。)に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(二)

イ 教育職給料表(二)								
職員の区	等級	1級	2級	3 級				
	号給	給 料	給 料	給 料				
分	םייי כ	月額	月額	月額				
		円	円	円				
	1	153,600	169,500	287,300				
	2	155,100	171,600	289,900				
	3	156,600	173,700	292,800				
	4	158,100	175,900	295,400				
	5	159,800	177,900	297,900				
	6	161,700	180,100	300,300				
	7	163,500	182,300	302,700				
	8	165,300	184,500	305,100				
	9	167,100	186,800	307,600				
	10	169,200	189,600	310,300				
	11	171,200	192,300	313,000				
	12	173,200	195,000	315,900				
	13	175,200	197,900	318,500				
	14	177,400	199,600	320,500				
	15	179,600	201,200	322,600				
	16	181,800	202,900	324,900				
	17	184,100	204,700	327,200				
	18	186,700	206,400	329,400				
	19	189,200	208,100	331,700				
再任	20	191,700	209,700	333,900				
用職	21	194,200	211,500	336,200				
	22	195,900	213,400	338,400				
員以	23	197,600	215,300	340,700				
外の	24	199,300	217,200	343,000				
職員	25	200,800	218,900	345,000				
	26	202,400	220,900	346,800				
	27	204,000	222,900	348,700				
	28	205,500	224,900	350,600				
	29	207,200	226,800	352,500				
	30	208,900	229,500	354,300				
	31	210,600	232,200	356,000				
	32	212,300	234,900	357,900				
	33	213,800	237,500	359,600				
	34	215,500	240,300	361,300				
	35	217,200	242,900	363,000				
	36	218,900	245,600	364,800				
	37	220,400	248,100	366,700				
	38	222,100	250,600	368,200				
	39 40	223,800	253,100	369,800				
	40	225,500	255,500	371,400				
	41	227,100	258,200	372,700				
	42	228,800	260,600	374,100				
	43	230,400	262,800	375,500				
	44	232,000	265,000	377,000				
	45	233,700	267,200	378,500				

1 46	225 200	260 400	200 100
46	235,200	269,400	380,100
47	236,600	271,600	381,700
48	238,000	273,700	383,200
49	239,400	276,000	384,600
50	240,800	278,000	386,100
51	242,300	280,000	387,600
52	243,500	282,000	389,000
53	244,700	283,900	390,200
54	246,100	286,400	391,500
55	247,400	288,700	392,600
56	248,600	291,200	393,700
57	249,900	293,400	395,100
58	251,100	295,900	396,300
59	252,200	298,300	397,500
60	253,400	301,000	398,800
61	254,800	303,400	400,000
62	256,100	305,800	401,000
63	257,300	308,300	402,400
64	258,300	310,700	403,700
65	259,300	313,100	404,900
66	260,700	315,300	406,000
67	262,200	317,400	407,200
68	263,700	319,600	408,300
69	265,300	321,900	409,300
70	266,800	324,000	410,500
71	268,300	326,200	411,700
72	269,800	328,200	412,900
73	271,000	330,400	413,500
74	272,200	332,500	414,300
75	273,500	334,700	415,000
76	274,800	336,900	415,500
77	276,200	338,700	415,800
78	277,300	340,600	416,200
79	278,500	342,500	416,600
80	279,700	344,300	417,000
81	281,000	346,100	417,300
82	281,900	347,900	417,700
83	283,100	349,600	418,100
84	284,300	351,400	418,400
85	285,300	352,800	418,700
86	286,200	354,400	419,100
87	287,200	355,900	419,500
88	288,200	357,400	419,800
89	289,300	358,800	420,100
90	290,200	360,100	420,400
91	291,100	361,500	420,700
92	292,000	362,900	420,900
93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	421,400
95	293,900	367,000	421,700
96	294,700	368,200	421,900

ı		Ī	1	Ī
	97	295,500	369,200	422,100
	98	296,300	370,200	422,400
	99	297,100	371,200	422,700
	100	297,800	372,200	422,900
	101	298,700	373,100	423,100
	102	299,200	374,100	423,400
	103	299,700	375,100	423,700
	104	300,200	376,100	423,900
	105	300,400	376,900	424,100
	106	300,800	377,800	424,400
	107	301,100	378,700	424,700
	108	301,300	379,700	424,900
	109	301,500	380,500	425,100
	110	301,700	381,500	425,400
	111	302,000	382,500	425,700
	112	302,300	383,500	425,900
	113	302,500	384,100	426,100
	114		385,000	
	115		385,900	
	116		386,800	
	117		387,600	
	118		388,300	
	119		389,100	
	120		389,900	
	121		390,500	
	122		391,300	
	123		392,000	
	124		392,700	
	125		393,300	
	126		394,000	
	127		394,500	
	128		395,100	
	129		395,800	
	130		396,400	
	131		396,900	
	132		397,400	
	133		397,700	
	134		398,000	
	135		398,300	
	136		398,600	
	137		398,900	
	138		399,200	
	139		399,500	
	140		399,800	
	141		400,100	
	142		400,400	
	143		400,700	
	144		401,000	
	145		401,200	
	146		401,500	
	147		401,800	

	i			
	148		402,000	
	149		402,200	
	150		402,500	
	151		402,800	
	152		403,000	
	153		403,200	
	154		403,500	
	155		403,800	
	156		404,000	
	157		404,200	
	158		404,500	
	159		404,800	
	160		405,000	
	161		405,200	
	162		405,500	
	163		405,800	
	164		406,000	
	165		406,200	
	166		406,500	
	167		406,800	
	168		407,000	
	169		407,200	
	170		407,500	
	171		407,800	
	172		408,000	
	173		408,200	
再任				
用職		224,000	269,900	323,200
員				
供 孝				

備考

- (1) この表は、尼崎市立幼稚園(以下「市立幼稚園」という。)に勤務する園長、 教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助 教諭及び講師に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

	- 12	消	防 暗	始	料	表	
職員	等級	1級	2 級	3 級	4 級	5級	6級
の区	号給	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料
分	→ wH	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,700	203,700	224,000	235,400	282,600	305,300
	2	164,800	205,500	225,600	237,400	284,700	308,000
	3	166,800	207,300	227,200	239,400	286,800	310,700
	4	168,900	209,200	228,800	241,100	288,900	313,400
	5	171,000	211,100	230,400	242,800	291,000	316,100
	6	173,000	213,000	232,100	244,600	293,200	318,800
	7 8	175,100 177,200	214,900	233,700	246,500 248,200	295,400	321,500 324,200
	9	177,200	216,800 218,600	235,200 236,700	250,000	297,600 299,800	·
	10	181,400	220,500	238,700	250,000	302,100	326,900 329,600
	11	183,400	222,400	239,900	253,800	304,400	332,300
	12	185,400	224,400	241,700	255,500	306,700	335,000
	13	187,400	226,400	243,400	257,300	309,000	337,700
	14	189,200	228,400	245,400	258,900	311,300	340,400
	15	191,000	230,400	247,300	260,900	313,500	343,100
	16	192,900	232,400	249,400	262,800	315,800	345,800
	17	194,800	234,400	251,500	264,600	318,000	348,500
	18	196,600	236,300	253,600	266,500	320,300	351,200
	19	198,500	238,300	255,700	268,500	322,500	353,900
- <i>I</i>	20	200,400	240,300	257,700	270,400	324,800	356,500
再任	21	202,300	242,000	259,800	272,500	327,000	359,200
用職	22	204,100	243,700	261,700	274,500	329,100	361,800
員 以	23	205,900	245,400	263,600	276,500	331,400	364,600
外の	24	207,800	247,100	265,300	278,600	333,600	367,200
職員	25	209,700	248,600	267,200	280,800	335,900	369,700
	26	211,600	250,400	269,100	283,000	338,200	372,300
	27	213,400	252,200	270,800	285,100	340,400	375,000
	28	215,300	253,900	272,800	287,300	342,700	377,600
	29	217,200	255,600	274,600	289,500	344,900	380,400
	30	219,100	257,400	276,400	291,600	347,100	382,900
	31	220,900	259,200	278,100	293,800	349,400	385,600
	32	222,700	260,800	279,900	295,900	351,300	388,200
	33	224,400	262,400	281,700	298,100	353,600	390,900
	34	226,100	264,100	283,500	300,200	355,600	393,300
	35	227,800	265,800	285,500	302,300	357,800	395,800
	36	229,400	267,700	287,400	304,500	359,900	398,400
	37	231,000	269,300	289,400	306,600	362,000	400,900
	38	232,700	271,200	291,300	308,800	364,100	403,000
	39	234,200	273,000	293,400	311,000	366,200	405,100
	40	235,800	274,700	295,500	313,100	368,400	407,100
	41	237,300	276,500	297,600	315,300	370,600	409,100
	42	239,000	278,200	299,800	317,200	372,600	411,000
I	43	240,500	279,900	302,000	319,300	374,700	413,000

ı	I I	Ī		Ī	Ī	Ī
44	242,000	281,500	304,100	321,400	376,600	414,900
45	243,600	283,100	306,300	323,400	378,300	416,900
46	245,000	284,700	308,300	325,300	380,000	418,900
47	246,500	286,400	310,500	327,200	381,700	420,900
48	247,900	288,200	312,600	329,300	383,300	423,000
49	249,500	290,000	314,600	331,400	384,900	424,900
50	250,800	291,800	316,700	333,300	386,300	426,600
51	252,300	293,600	318,800	335,400	387,900	428,200
52	253,700	295,400	320,700	337,300	389,500	429,700
53	255,100	297,200	322,700	339,400	391,000	431,200
54	256,700	298,800	324,800	341,400	392,400	432,300
55	258,100	300,400	326,500	343,300	393,800	433,400
56	259,400	302,100	328,400	345,300	395,200	434,500
57	260,900	303,800	330,400	347,200	396,500	435,600
58	262,200	305,400	332,000	349,100	397,600	436,600
59	263,400	306,900	333,800	350,900	398,700	437,500
60	264,600	308,400	335,600	352,600	399,700	438,500
61	265,800	310,000	337,300	354,400	400,600	439,400
62	267,100	311,400	338,900	355,900	401,400	440,200
63	268,400	312,600	340,500	357,200	402,200	441,200
64	269,800	314,000	341,900	358,700	402,800	442,000
65	271,000	315,300	343,400	360,100	403,500	442,800
66	272,100	316,500	344,700	361,100	404,100	443,600
67	273,300	317,700	345,900	362,100	404,700	444,400
68	274,500	319,000	347,000	363,200	405,300	445,200
69	275,600	320,300	348,200	364,300	405,900	446,000
70	276,800	321,300	349,000	365,300	406,500	446,800
71	277,900	322,300	349,900	366,300	407,100	447,600
72	278,900	323,200	350,800	367,200	407,700	448,400
73	280,000	324,100	351,600	368,200	408,300	449,100
74	280,900	324,700	352,300	369,100	408,900	449,900
75	281,800	325,200	353,000	369,900	409,500	450,700
76	282,700	325,500	353,700	370,800	410,100	451,500
77	283,600	326,000	354,400	371,700	410,600	452,200
78	284,400	326,600	354,800	372,400	411,200	453,000
79	285,200	327,200	355,400	373,200	411,800	453,800
80	285,800	327,700	356,000	373,900	412,400	454,600
81	286,300	328,200	356,600	374,700	412,900	455,300
82	287,100	328,700	357,100	375,400	413,500	456,100
83	287,800	329,200	357,600	376,100	414,100	456,900
84	288,400	329,500	358,000	376,900	414,700	457,600
85	289,100	330,000	358,600	377,700	415,200	458,300
86	289,700	330,500	359,200	378,300	415,800	459,100
87	290,200	331,000	359,700	379,000	416,400	459,900
88	290,800	331,500	360,300	379,700	417,000	460,600
89	291,300	332,000	360,800	380,400	417,500	461,300
90	291,700	332,400	361,400	381,000	418,100	462,100
91	292,100	332,800	362,000	381,600	418,700	462,900
92	292,500	333,300	362,400	382,400	419,200	463,600
93	293,000	333,700	363,000	383,100	419,700	464,300
94	293,400	334,100	363,600	383,900	420,300	465,100

i i	1 1			ı	ı		
	95	293,800	334,600	364,200	384,500	420,900	465,900
	96	294,300	335,100	364,700	385,200	421,400	466,600
	97	294,700	335,500	365,300	385,800	421,900	467,300
	98	295,200	336,000	365,900	386,500	422,500	468,100
	99	295,600	336,500	366,500	387,300	423,100	468,900
	100	296,000	336,800	367,000	387,900	423,600	469,600
	101	296,400	337,200	367,600	388,400	424,100	470,300
	102	296,900	337,700	368,000	389,000	424,700	471,100
	103	297,400	338,000	368,500	389,600	425,300	471,900
	104	297,900	338,500	369,000	390,200	425,800	472,600
	105	298,400	338,900	369,500	390,700	426,300	473,300
	106	298,800	339,300	370,000	391,300	426,900	474,100
	107	299,300	339,700	370,400	391,900	427,500	474,900
	108	299,800	340,200	371,000	392,500	428,000	475,600
	109	300,300	340,600	371,500	393,000	428,500	476,300
	110	300,800	341,000	372,100	393,600		
	111	301,200	341,300	372,500	394,200		
	112	301,600	341,700	373,100	394,700		
	113	302,000	342,000	373,600	395,200		
	114		342,400	374,200	395,800		
	115		342,700	374,800	396,400		
	116		343,100	375,300	396,900		
	117		343,400	375,700	397,400		
	118		343,800		398,000		
	119		344,100		398,600		
	120		344,500		399,100		
	121		344,800		399,600		
	122		345,200		400,200		
	123		345,600		400,800		
	124		346,000		401,300		
	125		346,200		401,800		
	126		346,600		402,400		
	127		346,900		403,000		
	128		347,300		403,500		
	129		347,600		404,000		
	130		348,000		404,600		
	131		348,300		405,200		
	132		348,700		405,700		
	133		349,000		406,200		
	134 135		349,400		406,800		
	135 136		349,700 350,100		407,400 407,900		
	137		350,100		407,900		
	138		350,400		408,400		
	139		350,800		409,600		
	140		351,100		410,100		
	141		351,300		410,100		
	142		351,800		411,200		
	143		352,200		411,800		
	144		352,300		412,300		
	145		353,200		412,800		
	175		000,200	I	712,000		ı

再任						
用職	186,500	214,000	254,000	273,400	313,900	355,600
員						

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

別表第3の2中「職務の級」を「等級」に改める。

別表第3の3の次に次の1表を加える。

別表第3の4

ア 行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする職務
3 級	特に高度な知識又は経験を必要とする職務
	(1) 係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務
4 級	(2) 各事業所の長のうち 6 級の項第 2 号及び 7 級の項第 2
	号の長以外の長の職務
5 級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務
	(1) 課長の役名が冠せられた職員が従事する職務
	② 各事業所の長のうちその職務が困難な事務又は業務を
6級	行うものであるものの当該職務
O NYX	③ 委員会等の各事務局(以下「各事務局」という。)の
	長のうち7級の項第3号及び8級の項第2号の長以外の
	長の職務
	(1) 部長の役名が冠せられた職員が従事する職務
	(2) 各事業所の長のうちその職務が特に困難な事務又は業
7級	務を行うものであるものの当該職務
	③ 各事務局の長のうちその職務が困難な事務又は業務を
	行うものであるものの当該職務
	(1) 局長の役名が冠せられた職員が従事する職務
8 級	(2) 各事務局の長のうちその職務が特に困難な事務又は業
	務を行うものであるものの当該職務

備考 この表において「委員会等」とは、尼崎市議会、尼崎市選 挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員及び尼崎 市農業委員会をいう。

イ 教育職給料表(一)等級別基準職務表

等級	基準となる職務				
	(1) 市立高等学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は講				
1 級	師である職員が従事する職務				
I AVX	(2) 市立特別支援学校の実習助手である職員が従事する職				
	務				
2 級	市立高等学校の教諭又は養護教諭である職員が従事する職				
2 NX	務				
3 級	市立高等学校の主幹教諭である職員が従事する職務				
4 級	市立高等学校の教頭である職員が従事する職務				
5 級	市立高等学校の校長である職員が従事する職務				

ウ 教育職給料表二等級別基準職務表

等級	基準となる職務					
1 4Π	市立幼稚園の助教諭、養護助教諭又は講師である職員が従					
1級	事する職務					
2 47	市立幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭である職員が従事す					
2級	る職務					
3 級	市立幼稚園の園長である職員が従事する職務					

工消防職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	消防士の階級にある職員が従事する職務
2 級	消防士長の階級にある職員が従事する職務
3 級	消防司令補の階級にある職員が従事する職務
4級	消防司令の階級にある職員が従事する職務(5級の項に掲
4 AVX	げる職務を除く。)
5 級	消防司令の階級にある職員が従事する職務で、高度な技能
J WX	又は経験を必要とするもの
6 級	消防司令長の階級にある職員が従事する職務

才 医療職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	係長の役名が冠せられた職員が従事する職務
2 級	課長の役名が冠せられた職員が従事する職務
3 級	部長の役名が冠せられた職員が従事する職務
4 級	局長の役名が冠せられた職員が従事する職務

第3条 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第12条の2第2項中「100分の15.5」を「100分の1 6」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、 当該号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定及び付則第4項から第7項までの規定 平成28年4月1日
 - (2) 第3条の規定 平成29年4月1日
- 2 次に掲げる規定は、当該号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第21条の5第1項、付則第39項及び別表第1から別表第3の3までの規定 平成27年4月1日
 - (2) 改正後の条例第21条第6項及び付則第61項の規定 平成27 年12月1日

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の尼崎市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から平成30年3月31日までの間(以下「特定期間」とい

- う。)に限り、施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)で、その者が受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(同日において付則第37項又は第38項の規定の適用を受けていた職員にあっては、これらの規定により算定された額)に達しないこととなるもの(市長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 特定期間に限り、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(同一給料表適用職員を除く。以下この項において「特定職員」という。)について、前項の規定による給料が支給される職員との権 衡上必要があると市長が認める場合は、当該特定職員には、同項の規 定に準じて、給料を支給することができる。
- 6 特定期間に限り、施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員(以下この項において「特定職員」という。)について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料が支給される職員との権衡上必要があると市長が認める場合は、当該特定職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給することができる。
- 7 付則第4項から前項までの規定による給料が支給される職員に対する第2条の規定による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条第2項並びに第21条第4項、第5項及び第7項並びに尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和47年尼崎市条例第4号)第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第号)付則第4項から第6項までの規定により給料として支給される額との合計額」とする。
- (尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 8 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年 尼崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

付則第6項各号列記以外の部分中「施行日」の次に「から平成28年3月31日までの間(以下「特定期間」という。)に限り、施行日」を加え、同項第3号中「付則第33項」を「付則第35項」に改め、付則第7項中「施行日」の前に「特定期間に限り、」を加え、付則第8項中「施行日以降」を「特定期間に限り、施行日以後」に改める。

(説明)

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、 本案を提出する。

議案第40号

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当 に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する 条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当 に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第10条の2第7項の 規定による認定(次条第1項第4号、第4条第1項第3号及び第7号 並びに第10条の2第2項第2号及び第4項第2号において「早期退 職認定」という。)を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病 によらず、地方公務員法第28条第1項(第4号を除く。)の規定に よる免職の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職 者」という」に、「その者が」を「当該自己都合等退職者が」に、 「に掲げる者に」を「のいずれかに」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 定年に達したことにより退職した者(尼崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第1項第1号において同じ。)

- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 早期退職認定(第10条の2第1項第1号に掲げる募集に係る ものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する期日(次 条第1項第3号及び第7号において「退職予定期日」という。) に退職した者

第3条第2項中「前項の規定は」を「前2項の規定は」に、「(前項」を「(第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において 準用する前項」と読み替えるものとする。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおり とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の 125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分 の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分 の200

第4条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者に対する退職手当の基本額は、 退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じ た割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項(第4号に限る。)の規定による 免職の処分を受けて退職した者
- (3) 早期退職認定(第10条の2第1項第2号に掲げる募集に係る

ものに限る。)を受けて退職予定期日に退職した者

- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 2 5 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した 者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続 することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の 承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、早期退職認定(第10条の2第1項第1号 に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて退職予定期日に退職 した者

第4条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1項」に 改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において 準用する前項」と読み替えるものとする。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の 150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分 の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分 の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105 第4条の3中「第3条第1項又は第4条第1項」を「第3条第1項 第4号又は第4条第1項(第1号及び第5号を除く。)」に改め、 「年齢以上」の次に「の年齢(以下「早期退職対象年齢」とい う。)」を加え、「同項」を「第3条第1項、第4条第1項」に改め る。

第 4 条 の 4 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(退職の理由の記録)

第4条の5 任命権者は、第3条第1項第3号及び第4条第1項第6 号に掲げる者の退職の理由について、市長が別に定めるところによ り、記録を作成しなければならない。

第5条の4第1項第1号中「50,00円」を「65,0000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「32,500円」に改め、同系第3項中「職務の級」を「等級」に、「度」を「程度」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「自己都合退職者」を「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第4号とし、同系第5項中「定めるもの」を「規定するもの」に改める。

第5条の5第1項中「、第4条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第3項中「本条第1項」を「第1項」に改める。

第10条第7項を次のように改める。

- 7 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、次に掲げる場合においては、当該号に定める在職期間を含むものとする。 この場合において、当該在職期間の計算については、前各項の規定 を準用するほか、市長が別に定める。
 - (1) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号。以下「教育職員退職手当条例」という。)の適用を

受ける者(以下「教育職員」という。)が退職後引き続いて職員となった場合 その者の教育職員としての引き続いた在職期間 (教育職員退職手当条例の規定により当該教育職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる在職期間を含む。)

(2) 職員及び教育職員以外の地方公務員(地方公務員法第3条第1項に規定する地方公務員をいう。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)(以下「本市外地方公務員等」という。)が退職後引き続いて職員となった場合であって、任命権者が特に必要があると認めるとき その者の本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外地方公務員等に適用されるものに限る。)により当該本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)

第10条の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

- 第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。
 - (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、早期退職対象年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 組織の改廃又は事業所若しくは事務所の移転を円滑に実施する ことを目的とし、当該組織又は事業所若しくは事務所に属する職 員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項に規定する募集(以下この条において「早期退職募集」という。)を行うに当たっては、当該早期退職募集に関し次の各号に掲げる事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を作成し、これを当該早期退職募集の対象とする職員に周知しなければならない。
 - (1) 前項各号に掲げる募集の別
 - (2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

- (3) 当該早期退職募集の人数
- (4) 当該早期退職募集の期間
- (5) 対象とする職員の範囲
- (6) 第4項の規定による応募及びその取下げの手続
- (7) 次項の規定により第4項の規定による応募をした人数が次項に 規定する一定人数に達したときは早期退職募集を終了するものと する場合は、その旨及び当該一定人数
- (8) その他市長が別に定める事項
- 3 任命権者は、早期退職募集の期間の終期が到来するまでに次項の 規定による応募をした職員の人数が当該早期退職募集の人数以上の 一定人数で任命権者が別に定めるものに達したときは当該早期退職 募集を終了するものとすることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する職員以外の職員は、任命権者が別に定めるところにより、早期退職募集の期間中いつでもこれに応募することができる。
 - (1) 法律の規定に基づき任期を定めて任用されている職員
 - (2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間の末日が 到来するまでに定年に達する職員
 - (3) 地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分 (以下この条において「懲戒処分」という。)(故意又は重大な 過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における 懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分(以下この条において 「特定懲戒処分等」という。)を受けている職員
- 5 前項の規定による応募(以下この条において「早期退職応募」という。)及び早期退職応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は、職員に対してこれらを強制してはならない。
- 6 任命権者は、早期退職募集の目的を達成するために必要があると 認めるときは、当該早期退職募集の期間を延長することができる。
- 7 任命権者は、早期退職応募をした職員(以下この条において「応

募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職募集に係る定年前の退職が予定されている職員である旨の認定をするものとする。ただし、あらかじめ応募者(次の各号のいずれにも該当しない者に限る。以下この項において同じ。)の人数が早期退職募集の人数を超えた場合は任命権者が別に定める方法により当該認定を受けるべき職員を選定する旨及び当該方法を当該早期退職募集の対象とする職員に周知していた場合において、応募者の人数が当該早期退職募集の人数を超えたときは、当該方法により当該認定を受けるべき職員として選定した応募者以外の応募者については、当該認定をしないことができる。

- (1) 早期退職募集に対する応募が募集実施要項又は任命権者が定める方式に適合していない場合
- (2) 応募者が特定懲戒処分等を受けた場合
- (3) 応募者が特定懲戒処分等を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして特定懲戒処分等に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他任命権者が応募者に対して当該認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 任命権者が、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために、応募者を引き続き職務に従事させる必要があると特に認める場合
- 8 任命権者は、早期退職募集において職員が退職すべき期間を設けた場合は、前項の規定による認定(以下この条において「早期退職認定」という。)をした後遅滞なく、当該期間内の日から職員が退職すべき期日を指定するものとする。
- 9 任命権者は、早期退職認定を行った後に生じた事情に鑑み、当該 早期退職認定を受けた者(以下この条において「認定応募者」とい う。)が次項第3号に規定する期日(以下この条において「退職予 定期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営に著し

い支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、市長が別に定めると ころにより、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退 職予定期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 10 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、早期退職認定は、その効力を失う。
 - (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第14条の規定によりこの条例の規定による退職手当の支給を受けないこととなったとき。
 - (3) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日として募集実施要項に定められた期日又は第8項の規定により指定された期日(前項の規定によりこれらの期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合にあっては、その繰上げ後又は繰下げ後の期日)に退職しなかったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。
 - (4) 懲戒処分(免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。) 又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 早期退職応募を取り下げたとき。
- 1 1 任命権者は、早期退職募集を行ったときは、市長が別に定めるところにより、その募集実施要項の内容(第7項ただし書に規定する方法を周知したときは、当該方法を含む。次項において同じ。) 及び認定応募者の人数を市長に報告するものとする。
- 12 市長は、前項又は教育職員退職手当条例第8条第11項の規定による報告を受けたときは、別に定めるところにより、その募集実施要項の内容及び認定応募者の人数を公表するものとする。

第12条の2第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項 又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第1 8条第1項本文」に改める。

第12条の8第1項中「尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号)」を「教育職員退職手当条例」に

改め、同条第5項中「に定める」を「に規定する」に、「規則」を 「市規則」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

2 職員が退職した場合において、当該職員が、退職後引き続いて本市外地方公務員等となったとき(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外地方公務員等に適用されるものに限る。)により、その者の職員としての引き続いた在職期間がその者の本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算されることとされている場合に限る。)又は退職後引き続いて教育職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付則第3項中「中「前条」を「中「並びに前条」に、「、「前条」を「、「、前条」に改める。

(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項中「職員」を「教育職員」に改める。

第3条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第8条第7項の規定による認定(次条第1項第4号、第5条第1項第3号及び第7号並びに第8条第2項第2号及び第4項第2号において「早期退職認定」という。)を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項(第4号を除く。)の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「当該自己都合等退職者が」に、「に掲げる者に」を「のいずれかに」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 定年に達したことにより退職した者(尼崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第1項第1号において同じ。)
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が市長の承認を得たもの
- (4) 早期退職認定(第8条第1項第1号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する期日(次条第1項第3号及び第7号において「退職予定期日」という。)に退職した者

第4条第2項中「前項の規定は」を「前2項の規定は」に、「(前項」を「(第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において 準用する前項」と読み替えるものとする。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の 125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分 の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分 の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者に対する退職手当の基本額は、

退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 2 5 年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項(第4号に限る。)の規定による 免職の処分を受けて退職した者
- (3) 早期退職認定(第8条第1項第2号に掲げる募集に係るものに 限る。)を受けて退職予定期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 2 5 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した 者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続 することを困難とする理由により退職した者で教育委員会が市長 の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、早期退職認定(第8条第1項第1号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて退職予定期日に退職した者第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において 準用する前項」と読み替えるものとする。

第 5 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおり とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の 150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分 の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分 の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3中「第4条第1項又は第5条第1項」を「第4条第1項 第4号又は第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)」に改め、 「年齢以上」の次に「の年齢(以下「早期退職対象年齢」とい う。)」を加え、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め る。

第 5 条 の 4 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(退職の理由の記録)

第5条の5 教育委員会は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第 6号に掲げる者の退職の理由について、教育委員会が別に定めると ころにより、記録を作成しなければならない。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,00円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「27,100円」に改め、同系第3項中「職務の級」を「等級」に、「度」を「程度」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」を「自己都合等限第1号とし、同項第4号中「自己都合等限職者」を「自己都合等限職者」に、同項第4号とし、同項第4号中「自己都合等限職者」を「自己都合等限職者」を「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第4号とし、同条第5項中「定めるもの」を「規定するもの」に改める。

第6条の5第1項中「、第5条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第3項中「本条第1項」を「第1項」に改める。

第7条第5項及び第6項を次のように改める。

5 第1項に規定する教育職員としての引き続いた在職期間には、次

に掲げる場合においては、当該号に定める在職期間を含むものとする。この場合において、当該在職期間の計算については、前各項の 規定を準用するほか、教育委員会が市長と協議して定める。

- (1) 教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者(以下「教育公務員等」という。)で教育職員以外のもの(以下「本市外教育公務員等」という。)が退職後引き続いて教育職員となった場合 その者の本市外教育公務員等としての引き続いた在職期間(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外教育公務員等に適用されるものに限る。)により当該本市外教育公務員等としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)
- (2) 教育公務員等及び尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号。以下「職員退職手当条例」という。)の適用を受ける者(以下「一般職員」という。)以外の地方公務員(地方公務員法第3条第1項に規定する地方公務員をいう。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和22年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)(以下「本市外地方公務員等」という。)が退職後引き続いて教育職員となった場合であって、教育委員会が特に必要があると認めるとき その者の本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(本市外地方公務員等としての引きれるものに限る。)により当該本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)
- 6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる在職期間は、第1項に規定 する教育職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。
 - (1) 前項各号のいずれかに該当する場合におけるその教育職員となる前の退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を退職

- の日におけるその者の当該給与の額の算定の基礎となった給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する月数)
- (2) 前項第1号に掲げる場合において、その本市外教育公務員等がその退職時に属していた他の地方公共団体の規定でこの条例の規定による退職手当に相当する給与に関するものにおいて、当該他の地方公共団体以外の地方公共団体の教育公務員等が退職後引き続いて当該他の地方公共団体の教育公務員等となる場合にその退職した地方公共団体におけるその者の教育公務員等としての引き続いた在職期間が当該他の地方公共団体におけるその者の教育公務員等としての引き続いた在職期間に通算されないと定められている場合における当該本市外教育公務員等としての引き続いた在職期間

第7条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第 8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項に規定する教育職員としての引き続いた在職期間には、一般職員が退職後引き続いて教育職員となった場合においては、その者の一般職員としての引き続いた在職期間(職員退職手当条例の規定により、当該一般職員としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)を含むものとする。この場合において、当該在職期間の計算については、第1項から第4項までの規定を準用するほか、教育委員会が市長と協議して定める。第8条を次のように改める。

(定年前に退職する意思を有する教育職員の募集等)

- 第8条 教育委員会は、定年前に退職する意思を有する教育職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。
 - (1) 教育職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、早期退職対象年齢である教育職員を対象として行う募集
 - (2) 組織の改廃又は事業所若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業所若しくは事務所に属する教

育職員を対象として行う募集

- 2 教育委員会は、前項に規定する募集(以下この条において「早期 退職募集」という。)を行うに当たっては、当該早期退職募集に関 し次の各号に掲げる事項を記載した要項(以下この条において「募 集実施要項」という。)を作成し、これを当該早期退職募集の対象 とする教育職員に周知しなければならない。
 - (1) 前項各号に掲げる募集の別
 - (2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 当該早期退職募集の人数
 - (4) 当該早期退職募集の期間
 - (5) 対象とする教育職員の範囲
 - (6) 第4項の規定による応募及びその取下げの手続
 - (7) 次項の規定により第4項の規定による応募をした人数が次項に 規定する一定人数に達したときは早期退職募集を終了するものと する場合は、その旨及び当該一定人数
 - (8) その他教育委員会が別に定める事項
- 3 教育委員会は、早期退職募集の期間の終期が到来するまでに次項の規定による応募をした教育職員の人数が当該早期退職募集の人数以上の一定人数で教育委員会が別に定めるものに達したときは当該早期退職募集を終了するものとすることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する教育職員以外の教育職員は、教育 委員会が別に定めるところにより、早期退職募集の期間中いつでも これに応募することができる。
 - (1) 法律の規定に基づき任期を定めて任用されている教育職員
 - (2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間の末日が到来するまでに定年に達する教育職員
 - (3) 地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分 (以下この条において「懲戒処分」という。)(故意又は重大な 過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における 懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分(以下この条において

「特定懲戒処分等」という。)を受けている教育職員

- 5 前項の規定による応募(以下この条において「早期退職応募」という。)及び早期退職応募の取下げは、教育職員の自発的な意思に 委ねられるものであって、教育委員会は、教育職員に対してこれら を強制してはならない。
- 6 教育委員会は、早期退職募集の目的を達成するために必要がある と認めるときは、当該早期退職募集の期間を延長することができる。
- 7 教育委員会は、早期退職応募をした教育職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職募集に係る定年前の退職が予定されている教育職員である旨の認定をするものとする。ただし、あらかじめ応募者(次の各号のいずれにも該当しない者に限る。以下この項において同じ。)の人数が早期退職募集の人数を超えた場合は教育委員会が別に定める方法により当該認定を受けるべき教育職員に周知していた場合において、応募者の人数が当該早期退職募集の人数を超えたときは、当該方法により当該認定を受けるべき教育職員として選定した応募者以外の応募者については、当該認定をしないことができる。
 - (1) 早期退職募集に対する応募が募集実施要項又は教育委員会が定める方式に適合していない場合
 - (2) 応募者が特定懲戒処分等を受けた場合
 - (3) 応募者が特定懲戒処分等を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして特定懲戒処分等に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他教育委員会が応募者に対して当該認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
 - (4) 教育委員会が、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために、応募者を引き続き職務に従事さ

せる必要があると特に認める場合

- 8 教育委員会は、早期退職募集において教育職員が退職すべき期間を設けた場合は、前項の規定による認定(以下この条において「早期退職認定」という。)をした後遅滞なく、当該期間内の日から教育職員が退職すべき期日を指定するものとする。
- 9 教育委員会は、早期退職認定を行った後に生じた事情に鑑み、当該早期退職認定を受けた者(以下この条において「認定応募者」という。)が次項第3号に規定する期日(以下この条において「退職予定期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、別に定めるところにより、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職予定期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 10 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、早期退職認定は、その効力を失う。
 - (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第13条の規定によりこの条例の規定による退職手当の支給を 受けないこととなったとき。
 - (3) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日として募集実施要項に定められた期日又は第8項の規定により指定された期日(前項の規定によりこれらの期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合にあっては、その繰上げ後又は繰下げ後の期日)に退職しなかったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。
 - (4) 懲戒処分(免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。) 又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 早期退職応募を取り下げたとき。
- 1 1 教育委員会は、早期退職募集を行ったときは、市長が別に定めるところにより、その募集実施要項の内容(第7項ただし書に規定する方法を周知したときは、当該方法を含む。)及び認定応募者の人数を市長に報告するものとする。

第12条の2第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項 又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第1 8条第1項本文」に改める。

第13条第1項中「職員と」を「教育職員と」に改め、同条第2項 を次のように改める。

2 教育職員が退職した場合において、当該教育職員が、退職後引き続いて本市外教育公務員等若しくは本市外地方公務員等となったとき(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外教育公務員等又は当該本市外地方公務員等に適用されるものに限る。)により、これらの者の教育職員としての引き続いた在職期間がこれらの者の本市外教育公務員等又は本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算されることとされている場合に限る。)又は退職後引き続いて一般職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付則第6項中「中「前条」を「中「並びに前条」に、「、「前条」 を「、「、前条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例及び第2 条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の規 定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、 同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明)

職員の退職手当制度を改正するため、条例改正が必要であることか議 40-18

ら、本案を提出する。

議案第41号

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正 する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一 部を改正する条例

(尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に、「関し、」を「ついて」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年尼崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「関し」を「ついては、」に、「第24条第6項に基 く」を「第24条第5項の規定に基づく」に、「この条例」を「第6 条及び別表の規定」に改め、同項後段を削る。

(尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和47年 尼崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「職務の級」を「等級」に改める。

(尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等 に関する条例及び尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の

一部改正)

- 第4条 次に掲げる条例の規定中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。
 - (1) 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処 遇等に関する条例(昭和63年尼崎市条例第1号)第2条第2項第 3号
 - (2) 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年 尼崎市条例第43号)第2条第2項第3号付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第42号

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年尼崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

付則第20項の表傷病補償年金の項及び付則第22項の表中「0.8 6」を「0.88」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第2 0項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後 に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事 由の生じた傷病補償年金で施行日以後の期間に係るものについて適用 し、施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金で施行日前の期 間に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例付則第22項の規定は、施行日以後に支給すべき事由 の生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じ た休業補償については、なお従前の例による。

(説 明)

常勤職員の公務災害補償制度の改正に準じて、本市の非常勤職員の公務災害補償制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第43号

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する 条例について

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する 条例

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成7年尼崎市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、「含む。)」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年 法律第55号)第56条第1項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定 (「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める部分に限る。)は、 平成28年4月1日から施行する。

(説明)

大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)の 施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第44号

尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例について

尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例

尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年尼崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者は」の次に「、地方公務員法第58条の3第1項に規定するもののほか」を加え、「地方公務員法」を「同法」に改め、同条第1号中「職員数」を「職員の数」に改め、同条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同条第5号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条第4号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 退職管理に関する状況

第2条中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 休業に関する状況

第2条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 人事評価に関する状況

第3条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成

2 6 年法律第 3 4 号) 及び行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第45号

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和45年 尼崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「「消費生活センター」を「「センター」に改める。

第2条中「消費生活センター」の次に「(消費者安全法(平成21年 法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項第1号に規定 する消費生活センターをいう。以下同じ。)としてセンター」を加える。 第3条中「消費生活センター」を「センター」に改める。

第4条中「消費生活センターは」を「センターは、消費生活センターとしての目的を達成するため」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3号中「前2号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第5条中「消費生活センター」を「センター」に改め、同条を第9条 とし、第4条の次に次の4条を加える。

(消費生活相談の事務を行う日及び時間)

第5条 センターにおいて法第10条の3第2項に規定する消費生活相 談の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(消費生活相談員等の配置)

第6条 法第8条第2項各号に掲げる事務(以下「消費生活相談等の事務」という。)に従事させるため、センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員その他の職員を置く。

(消費生活相談員等に対する研修)

第7条 市長は、前条の消費生活相談員その他の職員に対し、その資質

の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏 えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必 要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第46号

尼崎市新本庁舎建設基金条例について

尼崎市新本庁舎建設基金条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市新本庁舎建設基金条例

(設置)

第1条 尼崎市役所本庁舎の建設に要する経費の財源を確保するため、 尼崎市新本庁舎建設基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有 利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に 代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第5条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な 事項は、市長が定める。 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市新本庁舎建設基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第47号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例(昭和40年尼崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同じ。)」の次に「(次号及び第2号の3に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の21 第1項第1号に掲げる事項(未納の額がないことに限る。)につい ての証明 1件 300円
- (2)の3 地方税法施行令第6条の21第1項第5号に掲げる事項についての証明 1件 300円 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

未納の額がないこと等の証明に係る手数料新設に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第48号

尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例につい て

尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例を次のように制 定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき尼崎市モーターボート競走事業(以下「モーターボート競走事業」という。)に対する法の適用について定めるとともに、法第4条、第7条ただし書及び第14条の規定に基づきモーターボート競走事業の設置、経営の基本、管理者及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(法の適用)

第 2 条 モーターボート競走事業には、この条例の施行の日から法の規 定の全部を適用する。

(設置)

第3条 本市の施策の実施に要する経費の財源を確保し、もって本市財政の健全な運営を図るため、モーターボート競走事業を設置する。

(経営の基本)

- 第4条 モーターボート競走事業は、常に企業の経済性を発揮するとと もに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 モーターボート競走事業は、モーターボート競走法(昭和26年法 律第242号)その他関係法令の規定に基づき行うものとする。

(管理者の不設置)

第5条 モーターボート競走事業には、管理者を置かない。

(組織)

第6条 モーターボート競走事業に係る事務で市長の権限に属するものを処理させるため、尼崎市公営事業局を置く。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- (地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部改正)
- 2 地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例(昭和42年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「尼崎市下水道事業」を「尼崎市下水道事業等」に改め、同条中「尼崎市下水道事業」の次に「及び尼崎市モーターボート競走事業」を加える。

(尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例 の一部改正)

3 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例(平成27年尼崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。 付則第4項中「尼崎市下水道事業」の次に「及び尼崎市モーターボート競走事業」を加える。

(説明)

モーターボート競走事業に地方公営企業法の全部の規定を適用する ため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第49号

尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事業等調整基金条例の廃止等に関する条例について

尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事業等調整基金条例の廃止等に関する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事業等調整基金条例の廃止等に関する条例

(尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事業等調整基金条 例の廃止)

- 第1条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 尼崎市競艇場施設整備等基金条例(昭和63年尼崎市条例第5号)
 - (2) 尼崎市競艇場事業等調整基金条例(平成18年尼崎市条例第16号)

(尼崎市競艇場施設整備等基金条例の一部改正)

第2条 尼崎市競艇場施設整備等基金条例の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

第 2 条 削除

第5条中「予算」を「尼崎市モーターボート競走事業会計予算」に 改める。

(尼崎市競艇場事業等調整基金条例の一部改正)

第3条 尼崎市競艇場事業等調整基金条例の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条中「予算」を「尼崎市モーターボート競走事業会計予算」に 改める。

付 則

この条例は、平成28年5月31日から施行する。ただし、第2条及

び第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市競艇場施設整備等基金及び尼崎市競艇場事業等調整基金を廃 止するため、条例を廃止等する必要があることから、本案を提出する。

議案第50号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例(昭和37年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器」を「電気調理用機器」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

					種別		距離(単位 t	2ンチメ・	-トル)
						入力	上方	側方	前方	後方
					使 用 温 度 が 摂 氏 800 度以上のもの	-	250	200	300	200
			開 放 炉		使 用 温 度 が 摂 氏 300 度 以 上 摂 氏 800 度未満のもの	-	150	150	200	150
	炉				使 用 温 度 が 摂 氏 300 度未満のもの	- 100 100		100	100	
	<i>X</i> P				使 用 温 度 が 摂 氏 800 度以上のもの	-	250	200	300	200
			開放炉以约	7 \	使 用 温 度 が 摂 氏 300 度 以 上 摂 氏 800 度未満のもの	-	150	100	200	100
					使 用 温 度 が 摂 氏 300 度未満のもの	-	100	5 0	100	5 0
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外 が ま で バ ー ナ ー 取 り 出 し 口 の な い もの	21 キアリカリカリアの リカリカ リカー リカー のは リカーのは リカーのは リカーの はり カーカー カーカー かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり	-	15 (注 1)	15	15

	i			•					
			内 が ま	同上	-	-	60	-	
		浴室外設置	外 がま で バーナー 取 リ 出 し 口 の な い も の	21トろバもあ当ーワでか用がッキ以用一つっ該がッあつバ2トロ下以ナもてバ70トっ、一キ下ワ(外一のは一キ以てふナロ)ッふのをに、ナロ下、ろーワッ	-	15	15	15	
			外 がま で バ ー ナ ー 取 り 出 し 口 の あ る もの	同上	-	15	60	15	
			内がま	同上	-	15	60	-	
	密閉式			同上	-	2 (注 1)	2		
	屋外用			同上	60	1 5	15	15	
) 2 F	浴室内設置	外 がま で バーナー 取 り 出 し 口 の な い もの	21 キT(の サロワッ リストリーのの サーカーのは リーカーのは リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの は リーカーの り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	-	4.5 (注1)	-	4 . 5	
			内がま	同上	-	-	-	-	
不然	半密閉式	浴室外設置	外 がま で バーナー 取 り 出 し 口 の な い もの	21ト用一つっ該がッあつバ21ト以以ナもてバ70トっ、Iキ以のホーキ以でふナロ)りふのをに、ナロ下、ろーワ)ののをに、ナロ下、ろーワッろバもあ当一ワでか用がッ		4 . 5	-	4.5	

									1		
						がまでバーナー取 出し口のあるもの	同上	-	4 . 5	-	4 . 5
					内 7	がま	同上	-	-	-	-
		•	密閉ュ	t			同上	-	2 (注 1)	-	2
			屋外月	Ħ			同上	30	4 . 5	-	4 . 5
	液体	不	燃以外				39 キロワッ ト以下	60	15	15	15
	燃 料	不	燃				同上	5 0	5	1	5
	上訂	己に	分類さ	れない	もの)	-	60	15	60	15
	気体燃料	不燃以外及び不燃	半閉及密式	バナが蔽	強制	钊対流型	19 キロワッ ト以下	4.5	4 . 5	60	4 . 5
							26 キロワッ ト以下	100	15	150	15
]		不燃	半密閉式	強制対流	温風を前方向に吹き出すもの	26 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	100	1 5	100 (注 2)	15	
温風暖		以 外			型	温風を全周方向 に吹き出すもの	26 キロワッ ト以下	100	150	150	150
房機	液体					強制排気型	同上	60	10	100	10
	燃料		密閉ョ	t		強制給排気型	同上	60	10	100	10
					強制	温風を前方向に 吹き出すもの	70 キロワッ ト以下	8 0	5	-	5
		不	半密制	閉式	対流	温風を全周方向 に吹き出すもの	26 キロワッ ト以下	8 0	150	-	150
		燃			型	強制排気型	同上	5 0	5	-	5
			密閉	力		強制給排気型	同上	5 0	5	-	5
	電電気気気温					2 キロワッ ト以下	4.5 (注3)	4.5 (注3)	4.5 (注3)	4 . 5 (注 3)	

ı		_							
	機	不	燃		同上	0 (注 3)	0 (注 3)	- (注 3)	0 (注 3)
	上記	ここ	分類されないもの	ת	-	100	60	60 (注 4)	60
		不燃以外	開放式	組、ろ付キのルグろのけびろネるんルに型りびんどんこれでからないとんこだんとがあるんがにといいたがあるがある。	14 キロワッ ト以下	100	15 (注 5)	15	15 (注 5)
	気体が			据置型のレンジ	21 キロワッ ト以下	100	15 (注 5)	15	15 (注 5)
	燃料	不燃	下 居上	組、ろ付キのルグろのルグろネろんルに型リびんどんこドがりたいとののかりのがあるのかいのでいたがあるがいいのがあるがあるのかに型りびんがあるがある。	14 キロワッ ト以下	80	0	1	0
厨賣	i			据置型のレンジ	21 キロワッ ト以下	8 0	0	-	0
厨房設備					4.8 キロワ ット以下 (1	100	2	2	2
1年					ロ当たり 2 キロワット を超え、3	-	20 (注 6)	-	20 (注 6)
					キロワット以下)	-	10 (注 7)	1	10 (注 7)
	電		電気こんろ及		4.8 キロワ ット以下(1	100	2	2	2
	気	不燃以外	び電 気レンジ でで 記 電 磁 が 説 説 調 理 器 (こんろ形	こんろ部分の全 部又は一部が電 磁誘導加熱式調	リロカー コロワット を超え、2	-	15 (注 6)	ı	15 (注 6)
		外	態のものに限る。)	理器でないもの	キロワット 以下)	-	10 (注 7)	-	10 (注 7)
					4.8 キロワ ット以下(1	100	2	2	2
					ロ当たり 1 キロワット 以下)	-	10 (注 6) (注 7)	-	10 (注 6) (注 7)

					こんろ部分の全部	5.8 キロワット以下(1	100	2	2	2		
					が電磁誘導加熱式調理器のもの	口 当 た り 3.3 キロワ ット以下)	-	10 (注 7)	-	10 (注 7)		
					こんろ部分の全部	4.8 キロワ ット以下(1	80	0	-	0		
		オック	下然	同上	又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	ロ当たり 3 キロワット 以下)	-	0 (注 6) (注 7)	-	0 (注 6) (注 7)		
		77	/m		こんろ部分の全部	5.8 キロワット以下(1	80	0	-	0		
					が電磁誘導加熱式調理器のもの	口 当 た り 3.3 キロワ ット以下)	-	0 (注 7)		0 (注 7)		
	電気天		不	燃以外		2 キロワット 以下	10	4 . 5 (注 8)	4.5 (注 8)	4.5 (注 8)		
	人	大				同上	10	4.5 (注8)	-	4.5 (注8)		
	電子レン	置とし	下然	電熱装置を	有するもの	同上	10	4 . 5 (注 8)	4 . 5 (注 8)	4 . 5 (注 8)		
	ンジ	ノブオ焼	下		同上	同上	10	4.5 (注 8)	-	4.5 (注8)		
					使用温度が摂氏 800 度以上のもの	-	250	200	300	200		
	上記			分類されな	使用温度が摂氏 300 度以上摂氏 800 度未 満のもの	-	150	100	200	100		
					使用温度が摂氏 300 度未満のもの	-	100	50	100	5 0		
				開放式	フードを付けない場 合	7 キロワット 以下	40	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
				195 10X TV	フードを付ける場合	同上	15	4 . 5	4 . 5	4.5		
ボイ	´ 体 5 燃	オック	不,	不断	不半密閉式燃	半密閉式		12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	-	1 5	15	1 5
ラー		以夕	人			12 キロワッ ト以下	-	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
				密閉式		42 キロワッ ト以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5		
			F		フードを付けない場 合	同上	60	1 5	15	15		
				<i>注</i> 71 70	フードを付ける場合	同上	15	15	15	1 5		

				開放式	フ <i>ー</i> ド を 合	を作	けけない場	7 キロワッ ト以下	30	4 . 5	-	4 . 5
				H) //X IV	フードを	付	ける場合	同上	10	4 . 5	-	4 . 5
			不	半密閉式				42 キロワッ ト以下	ı	4 . 5	-	4 . 5
			燃	密閉式				同上	4 . 5	4 . 5	1	4 . 5
				尼 小 田	フード đ 合	を介	けけない場	同上	30	4 . 5	-	4 . 5
				屋外用	フードを	付	ける場合	同上	10	4 . 5	-	4 . 5
				燃以外				12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	60	15	15	15
	液体	Z						12 キロワッ ト以下	4 0	4 . 5	15	4 . 5
	燃料		不	燃			12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	50	5	1	5	
								12 キロワッ ト以下	20	1 . 5	-	1 . 5
	電気	電気	不燃以外	温度過昇防」	止装置を有するもの			10 キロワッ ト以下	4 . 5	0	0	0
		器	不燃		同上			同上	0	0	1	0
	L	. ≐ ⊐	ı-	分類されない	1 ± 0			23 キロワッ トを超える	120	45	150	4 5
	╽┸	. āC	IC	ガ頬されない	160			23 キロワッ ト以下	120	30	100	30
			不燃以	開放式	バ ー ナが露出	-	壁 掛 け 型 及 び つ り 下げ型	7 キロワッ ト以下	30	60	100	4 . 5
	気体	Ī Ż	以外	半密閉式及 び密閉式	バ ー ナ ー が 隠 蔽	自	然 対 流 型	19 キロワッ ト以下	60	4 . 5	4 . 5 (注 9)	4 . 5
ストー	燃料	4	不	開放式	バ ー ナ が露出	_	壁 掛 け 型 及 び つ り 下 げ 型	7 キロワッ ト以下	15	15	8 0	4 . 5
ブ			燃	半密閉式及 び密閉式	バ ー ナ ー が 隠 蔽	自	然対流型	19 キロワッ ト以下	60	4 . 5	4 . 5 (注 9)	4 . 5
	液体燃料	支太太斗	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全熱の放散をもの	39 キロワッ ト以下	150	100	100	100

						機方方放ものは熱すの	同上	150	1 5	100	1 5
			不		同	機器の全 のら 対 を もの	同上	120	100	-	100
			燃	同上	上	機方方放ものは熱すのは熱す	同上	120	5	-	5
			不	前方放射型(壁取付付式のものを除く。		及び天井取	2 キロワッ ト以下	100	30	100	4.5
		雷	燃以	全周放射型(壁取付付式のものを除く。		及び天井取	同上	100	100	100	100
	電	電気ス	外	自然対流型(壁取付付式のものを除く。		及び天井取	同上	100	4 . 5	4 . 5	4 . 5
	電気	前方放射型(壁取付付式のものを除く)				及び天井取	同上	8 0	15	-	4.5
	ブ		不燃	全周放射型(壁取付付式のものを除く。		及び天井取	同上	8 0	8 0	-	80
				自然対流型(壁取付付式のものを除く。		及び天井取	同上	8 0	0	-	0
	上	: 記	にか	分類されないもの			-	150	100	150	100
	氢位烧	不燃以外 然料		開放式	衣	ξ 類 乾 燥 機	5.8 キロワット以下	15	4 . 5	4 . 5	4 . 5
	*	学	不燃	同上		同上	同上	15	4 . 5	-	4 . 5
乾燥設備	· 電気乾燥器		不燃以外	食器乾燥器			1 キロワッ ト以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
TI用	雷	: 器	不燃	同上			同上	0	0	-	0
	電気電気を	電気乾	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾 洗い乾燥機	燥	機及び食器	3 キロワッ ト以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		気乾燥機	不燃	同上			同上	4 . 5 (注 10)	0 (注 11)	- (注 11)	0 (注 11)

	L ≐ ⊐	ı- /	'\ *굽 - → ·	h t t . 0	内部容積が 1 立方メートル 以上のもの		100	5 0	100	5 0
	ᆂᇏ	C 7	刀狭仓。	れないもの	内部容積が 1 立方メートル 未満のもの	-	5 0	30	50	30
					フードを付け ない場合	7 キロワッ ト以下	40	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			開放	常圧貯蔵型	フードを付け る場合	同上	15	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			式	瞬間型	フードを付け ない場合	12 キロワッ ト以下	40	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		不			フードを付け る場合	同上	15	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		小燃以	半密閉	引式		同上	ı	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		外		常圧貯蔵型		同上	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			密 閉式	瞬間型	調理台型	同上	-	0	-	0
				吟4 日 主	壁掛け型及び 据置型	同上	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
	気体燃料		屋外月	フードを付けない場合		同上	60	1 5	1 5	15
**			12 /1 /1		フードを付け る場合	旧上	15	1 5	15	15
簡易湯沸設備				常圧貯蔵型	フードを付け ない場合	卜以下	30	4 . 5	-	4 . 5
沸設			開 放 式	币工机成主	フードを付け る場合	同上	10	4 . 5	-	4 . 5
備				瞬間型	フードを付け ない場合	12 キロワッ ト以下	30	4 . 5	-	4 . 5
				班 旧 空	フードを付け る場合	同上	10	4 . 5	-	4 . 5
		不	半密閉	月式		同上	-	4 . 5	-	4 . 5
		燃		常圧貯蔵型		同上	4 . 5	4 . 5	-	4 . 5
			密 閉式	ᄧᄜᆒ	調理台型	同上	-	0	-	0
				瞬間型	壁掛け型及び 据置型	同上	4 . 5	4 . 5	-	4 . 5
			屋外用		フードを付け ない場合	同上	30	4 . 5	-	4 . 5
			E 가 #	J	フードを付け る場合	同上	10	4 . 5	-	4 . 5
	液 体	不	燃以外	,		同上	40	4 . 5	15	4 . 5
	燃 料	不	燃			同上	20	1 . 5	-	1 . 5

				1							
	電気	-	不燃以外	温度過	過昇 防 止 装 置 を	10 キロワッ ト以下	4 . 5	0	0	0	
	I .	水 器	不燃		同上		同上	0	0	-	0
				半密	常圧貯蔵型		12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	1	1 5	1 5	15
				閉式	瞬間型		12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	-	15	15	15
					常圧貯蔵型		12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
			不燃以	密閉式	瞬間型	調理台型	12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	-	0	-	0
			外			壁掛け型及び 据置型	同上	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
					常圧貯蔵型	フードを付け ない場合	12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	60	1 5	15	15
給湯温	気体			屋外		フードを付け る場合	同上	1 5	15	15	15
給湯湯沸設備	燃料			用	瞬間型	フードを付け ない場合	12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	60	1 5	1 5	15
						フードを付け る場合	同上	15	15	15	15
				# 殴	常圧貯蔵型		12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	•	4 . 5	i	4 . 5
				閉式	瞬間型		12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	-	4 . 5	-	4 . 5
			不燃		常圧貯蔵型		12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	4 . 5	4 . 5	-	4 . 5
				密閉式	瞬間型	調理台型	12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	-	0	-	0
						壁掛け型及び 据置型	同上	4 . 5	4 . 5	-	4 . 5

			常屋外	常圧貯蔵型	フードを付け ない場合	12 キロワッ トを超え、 42 キロワッ ト以下	30	4 . 5	-	4 . 5
				フードを付け る場合	同上	1 0	4 . 5	-	4 . 5	
			用	瞬間型	フードを付け ない場合	12 キロワッ トを超え、 70 キロワッ ト以下	30	4 . 5	ı	4 . 5
					フードを付け る場合	同上	10	4 . 5	1	4 . 5
12	液 体	不	燃以外			同上	60	15	15	15
炒米		不	燃			同上	5 0	5	-	5
電気	電気温水	不燃以外	温度证	過昇 防 止 装 置 を	€有するもの	10 キロワッ ト以下	4 . 5	0	0	0
器		不燃		同上		同上	0	0	ı	0
上記に分類されないもの			-	60	1 5	60	15			

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」又は「電気」とは、それぞれ気体燃料を使用する設備、液体燃料を使用する設備又は電気を熱源とする設備をいう。
- 2 「不燃以外」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各設備から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離を示す。
- 3 「不燃」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各設備から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離を示す。
- (注1) 浴槽との離隔距離は、0センチメートル(合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等をいう。)にあっては、2センチメートル)とする。
- (注2) 風道を使用するものにあっては、15センチメートルとする。
- (注3) 温風の吹き出し方向にあっては、60センチメートルとす

る。

- (注4) ダクト接続型以外の場合にあっては、100センチメート ルとする。
- (注5) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
- (注6) こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない機器本体上方の 側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。) を示す。
- (注7) こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器である機器本体上方の 側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。) を示す。
- (注8) 排気口面にあっては、10センチメートルとする。
- (注9) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては、60セン チメートルとする。
- (注10) 前面に排気口を有する機器にあっては、0センチメーチルとする。

(注11) 排気口面にあっては、4.5センチメートルとする。

別表第2

				種別	J		距離(単	位 セン	ンチメー	トル)		
						入力	上方	側方	前方	後方		
				放射型		7 キロワット以 下	100	50	100	20		
液体燃料を使用する器具				自然対流型		7 キロワットを 超え、12 キロ ワット以下	150	100	100	100		
						7 キロワット以 下	100	50	50	50		
	移動式ストー	不燃以外	開 放 式	76 (4) 24 24 74	温前に出の 風方吹す	12 キロワット 以下	100	15	100	15		
る プ 器 具					強制対流	强制灯流型	温角にを方吹	7 キロワットを 超え、12 キロ ワット以下	100	150	150	150
					き 出 す もの	7 キロワット以 下	100	100	100	100		
		不燃	同上	放射型		同上	8 0	30	-	5		

					自然対流型		7 キロワットを 超え、12 キロ ワット以下	120	100	,	100
							7 キロワット以 下	8 0	30	-	30
					76 #d 24 % TU	温前に出の	12 キロワット 以下	8 0	5	1	5
					強制対流型	温角をうに吹	7 キロワットを 超え、12 キロ ワット以下	8 0	150	-	150
						き 出 す もの	7 キロワット以 下	80	100	-	100
	移動式	不	燃以	以 外			6 キロワット以 下	100	1 5	1 5	15
	こんろ	不	不燃				同上	80	0	-	0
固体燃料を使	な 然 移動式ストーブ 計				-	100	50 (注 1)	50 (注 1)	50 (注 1)		
使用する器具	移	動ュ	t こ	h 3			-	100	30	30	30
				11°	松雪山	前 方 放 射 型	7 キロワット以 下	100	30	100	4 . 5
		不燃	開	ハーテ	ーが露出	全 周 放 射 型	同上	100	100	100	100
	移動	燃以外	放式	バーナ	ーが隠蔽	自 然 対 流 型	同上	100	4 . 5	4.5 (注2)	4 . 5
気体燃料	動式ス					強 制 対 流 型	同上	4 . 5	4 . 5	60	4 . 5
気体燃料を使	()			バーナ	ーが露出	前 方 放 射 型	同上	8 0	15	8 0	4 . 5
用	ブ	不	同	/ /	<i>7</i> 路山	全 周 放 射 型	同上	8 0	8 0	8 0	80
する器具		燃	上	バーナ	一が隠蔽	自 然 対 流 型	同上	8 0	4 . 5	4.5 (注 2)	4 . 5
具						強 制 対 流 型	同上	4 . 5	4 . 5	60	4 . 5
	調理用器具	不燃以外	同上	バーナ	ー が露出	卓上型の こ ん ろ (1 口)	5.8 キロワット 以下	100	15	15	15

	_	_									
						卓 こ (2) ルろリこのろ以グこびルろりにん	14 キロワット 以下	100	15 (注 3)	15	15 (注 3)
					加 熱 部 が開放	卓上型の グリル	7 キロワット以 下	100	1 5	15	15
						卓オ及ルドな) のンリーけ合 のシリーけ合	同上	50	4.5	4.5	4 . 5
				バ ー ナ ー が 隠 蔽		卓オ及ルドる と がく で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	同上	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
						炊飯器(炊飯容量 4 リット ル以下)	4.7 キロワット 以下	30	10	10	10
						圧力調理 器 10 リ ットル 下)	-	30	10	10	10
						卓上型の こ ん ろ (1 口)	5 . 8 キロワット 以下	8 0	0	-	0
				バーナー	・が露出	「卓こ(上 リんグ付 工上 ん 口、付及ドカリンのろ以グこびルる	14 キロワット 以下	80	0	-	0
		不	同		加 熱 部 が開放	卓上型の グリル	7 キロワット以 下	8 0	0	-	0
	燃		시	バ ー ナ ー が 隠 蔽	加 熱 部が隠蔽	卓オ及ルドな)上一び(をいてりかりのンリーけ合	同上	30	4 . 5	ı	4.5
					1 /小 隐 (教	卓上型の オ及ルドる リーでで リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー	同上	10	4 . 5	-	4.5

_	_	_							
				炊飯器(炊飯容量 4 リット ル以下)	4 . 7 キロワット 以下	15	4 . 5	ı	4 . 5
				圧力調理 器(内容 積 10 リ ットル以 下)	-	15	4 . 5	-	4 . 5
	電気温	不	燃以外		2 キロワット以 下	4.5 (注 4)	4.5 (注 4)	4.5 (注 4)	4.5 (注 4)
	風器	不	燃		同上	0 (注 4)	0 (注 4)	- (注 4)	0 (注 4)
						100	2	2	2
					4.8 キロワット 以下(1 口当た り 2 キロワッ	-	20 (注 5)	-	20 (注 5)
					トを超え、3 キーロワット以下)	-	10 (注 6)	-	10 (注 6)
						100	2	2	2
電		不		こんろ部分の全部 又は一部が電磁誘 導加熱式調理器で ないもの	4.8 キロワット 以下(1 口当た り 1 キロワッ トを超え、2 キ	-	15 (注 5)	-	15 (注 5)
気を熱源		燃以外	電磁誘導加熱式調理器(こんろ形	3.00	ロワット以下)	-	10 (注 6)	-	10 (注 6)
源 と す	電気		態のものに限る。)		4 0 + D D w k	100	2	2	2
9 る器具	え調理用機器				4.8 キロワット 以下(1 口当た り 1 キロワッ ト以下)	ı	10 (注 5) (注 6)	1	10 (注 5) (注 6)
				こんろ部分の全部	5.8 キロワット	100	2	2	2
				が電磁誘導加熱式調理器のもの	以下(1 口当た り 3.3 キロワ ット以下)	-	10 (注 6)	-	10 (注 6)
				こんろ部分の全部	4.8 キロワット	8 0	0	-	0
		不燃	同上	スは一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 キロワット 以下(1 口当た り 3 キロワッ ト以下)	-	0 (注 5) (注 6)	-	0 (注 5) (注 6)
				こんろ部分の全部	5.8 キロワット	8 0	0	-	0
				が電磁誘導加熱式調理器のもの	以下(1 口当た り 3.3 キロワ ット以下)	-	0 (注 6)	-	0 (注 6)

電		燃以外	2 キロワット以 下	1 0	4.5	4.5	4.5
気 天 火		燃	同上	1 0	(注 7) 4.5 (注 7)	(注 7) -	(注 7) 4.5 (注 7)
電子レ	不燃以外	電熱装置を有するもの	同上	10	(注 7) 4.5 (注 7)	4.5 (注7)	(注 7) 4.5 (注 7)
ンジ	不燃	同上	同上	10	4.5 (注7)	-	4.5 (注7)
	不	前方放射型 (壁取付式及び天井 取付式のものを除く。)	同上	100	30	100	4 . 5
電	燃以	全周放射型 (壁取付式及び天井 取付式のものを除く。)	同上	100	100	100	100
気 ス		自然対流型 (壁取付式及び天井 取付式のものを除く。)	同上	100	4 . 5	4 . 5	4 . 5
トーブ		前方放射型 (壁取付式及び天井 取付式のものを除く。)	同上	80	15	-	4 . 5
	不燃	全周放射型 (壁取付式及び天井 取付式のものを除く。)	同上	80	8 0	-	80
		自 然 対 流 型 (壁 取 付 式 及 び 天 井 取 付 式 の も の を 除 く 。)	同上	80	0	-	0
電気乾燥	以外	食器乾燥器	1 キロワット以 下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
器	不燃	同上	同上	0	0	1	0
電気乾燥	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機及び食 器洗い乾燥機	3 キロワット以 下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
機機	不燃	同上	同上	4 . 5 (注 8)	0 (注 9)	- (注 9)	0 (注 9)
電気温	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 キロワット以 下	4 . 5	0	0	0
水 器	不燃	同上	同上	0	0	-	0

備考

1 「不燃以外」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各器具から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離を示す。

- 2 「不燃」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各器具から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離を示す。
- (注1) 方向性を有するものにあっては、100センチメートルと する。
- (注2) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては、60セン チメートルとする。
- (注3) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
- (注4) 温風の吹き出し方向にあっては、60センチメートルとする。
- (注5) こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない機器本体上方の 側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。) を示す。
- (注6) こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器である機器本体上方の 側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。) を示す。
- (注7) 排気口面にあっては、10センチメートルとする。
- (注8) 前面に排気口を有する機器にあっては、0センチメートル とする。
- (注9) 排気口面にあっては、4.5センチメートルとする。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている「厨房設備及び現に設置の 工事中の「厨房設備のうち、この条例による改正後の尼崎市火災予防 条例別表第1 「厨房設備の項の規定に適合しないものの位置の基準に ついては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成27年総務省令第93号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第51号

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

(尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年尼崎市 条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例

第3条中「学校」を「この条例に定めるもののほか、幼稚園」に、「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第14条とする。

第2条中「学校」を「幼稚園」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の10条を加える。

(開園時刻等)

第4条 幼稚園の開園時刻、閉園時刻及び休園日は、教育委員会規則で定める。ただし、第6条第4項に規定する一時預かり保育許可をするときは、閉園時刻を変更し、又はその他尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由があると認めるときは、開園時刻、閉園時刻若しくは休園日を変更し、若しくは臨時に幼稚園の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(入園等の資格)

- 第5条 幼稚園に入園することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援 法」という。)第20条第4項に規定する支給認定子ども(支援

法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)に該当するものに限る。)

- (2) その他教育委員会が別に定める者
- 2 一時預かり保育(幼稚園における1日における教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるものにおいて行われる保育(学校教育法第22条の規定による保育をいう。)をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。

(入園許可等)

- 第6条 前条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「入園対象幼児」という。)の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。)は、幼稚園においてその教育課程に係る教育を受けさせるため当該入園対象幼児を幼稚園に入園させようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可(以下「入園許可」という。)を受けている者(次項の許可(以下「転園許可」という。)を受けた者を含む。以下「入園許可者」という。)は、当該入園許可(転園許可を含む。第4項を除き、以下同じ。)に係る入園対象幼児(以下「園児」という。)について、その入園している幼稚園において一時預かり保育を受けさせようとするときは、入園許可とは別に、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 入園許可者は、その監護する園児を他の幼稚園に転園させようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、入園許可、第2項の許可(以下「一時預かり保育許可」という。)又は転園許可 (以下「入園許可等」という。)をしないことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により入園許可等を受けようとしたとき。
 - (2) その他幼稚園の管理上支障があるとき。

(入園許可等を受けるべき者の決定)

第7条 教育委員会は、別に定めるところにより、入園許可等を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。

(保育料等)

- 第8条 入園許可者は、1月につき支援法の規定で教育委員会規則で 定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入園許可者 の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則 で定める額の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しな ければならない。
- 2 入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、1日につき400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあっては、200円)の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。
- 3 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるとさは、保育料を減免することができる。
- 4 既納の保育料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める 特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 入園許可者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定により本市が支払を受けることができる額(以下「実費徴収額」という。)を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(禁止行為)

- 第9条 幼稚園においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 幼稚園の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
 - (2) その他教育委員会規則で定める行為

(届出)

第10条 入園許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教

育委員会規則で定めるところにより、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) その監護する園児を幼稚園から退園させるとき。
- (2) 一時預かり保育許可を受けている入園許可者にあっては、その 監護する園児について当該一時預かり保育許可に係る一時預かり 保育を受けさせることをやめるとき。
- (3) 第8条第3項の規定による保育料の減免(以下「減免処分」という。)を受けている入園許可者にあっては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。
- (4) その監護する園児が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条第1項各号に定める感染症(同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める感染症とみなされるものを含む。)にかかったとき。
- (5) その他教育委員会規則で定める場合

(通園の停止)

- 第11条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による場合のほか、教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、入園許可者に対し、その監護する園児の幼稚園への通園の停止を命ずることができる。
 - (1) 入園許可者が保育料又は実費徴収額を3月以上滞納したとき。
 - (2) その他幼稚園の管理上支障があるとき。

(入園許可等の取消し等)

- 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入 園許可等を取り消すことができる。
 - (1) 入園許可者が偽りその他不正の手段により入園許可等又は減免 処分を受けたとき。
 - (2) 入園許可者が第5条に規定する資格を失ったとき。
 - (3) 入園許可者が保育料又は実費徴収額を3月以上滞納したとき。
 - (4) 入園許可者又はその監護する園児が入園許可等の条件に違反したとき。

- (5) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (6) その他幼稚園の管理上支障があるとき。
- 2 第10条(第1号に限る。)の規定による届出があったときは、 当該届出に係る幼稚園からの退園の予定の日の経過により当該届出 を行った入園許可者に係る入園許可が取り消されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、第10条(第2号に限る。)の規定による届出があったときについて準用する。この場合において、同項中「幼稚園からの退園の」とあるのは「一時預かり保育を受けさせることをやめる」と、「入園許可が」とあるのは「一時預かり保育許可が」と読み替えるものとする。
- 4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り 消すことができる。
 - (1) 入園許可者が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。
 - (2) 第8条第3項に規定する教育委員会規則で定める特別の理由 (当該減免処分に係るものに限る。)がなくなったとき。
- 5 本市は、第1項の規定による入園許可等の取消し又は前項の規定 による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受け ても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第13条 自己の責めに帰すべき事由により幼稚園の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第1条中「昭和22年法律第26号)」の次に「第2条第1項」を加え、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び」及び「(以下「学校」という。)」を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の

設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 別表を次のように改める。

別表

名 称	位 置
尼崎市立竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町2丁目36番地
尼崎市立長洲幼稚園	尼崎市長洲東通3丁目7番48号
尼崎市立大庄幼稚園	尼崎市大庄中通4丁目43番地の1
尼崎市立大島幼稚園	尼崎市稲葉荘1丁目9番25号
尼崎市立立花幼稚園	尼崎市栗山町2丁目26番2号
尼崎市立立花東幼稚園	尼崎市南塚口町5丁目16番1号
尼崎市立塚口幼稚園	尼崎市塚口町2丁目13番地の9
尼崎市立武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目25番9号
尼崎市立武庫北幼稚園	尼崎市常松2丁目14番60号
尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2番17号
尼崎市立園和幼稚園	尼崎市東園田町6丁目90番地の1
尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目76番地の1
尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目17番3号

(尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を次のよう に改正する。

別表尼崎市立大庄幼稚園の項、尼崎市立立花東幼稚園の項及び尼崎市立武庫北幼稚園の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
 - (1) 付則第4項及び第5項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 平成30年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に教育委員会規則の規定により尼崎市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長の許可を受けてその監護する幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。)を当該幼稚園に入園させている保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。)は、第1条の規定による改正後の尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第2項に規定する入園許可者とみなす。
- 3 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年尼崎市条例第号)第1条の規定による廃止前の尼崎市立学校授業料等徴収条例(昭和51年尼崎市条例第14号。以下「廃止前の徴収条例」という。)の規定に基づく保育料及び一時預かり保育料(廃止前の徴収条例第2条第3項に規定する一時預かり保育料をいう。)については、改正後の条例の規定に基づく保育料とみなす。

(準備行為)

4 改正後の条例第6条第4項に規定する入園許可等の手続は、この条 例の施行前においても行うことができる。

(委任)

5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に ついて必要な経過措置は、尼崎市教育委員会が定める。

(説明)

大庄幼稚園、立花東幼稚園及び武庫北幼稚園を廃止するとともに、 市立学校に係る条例を整理するに伴い、尼崎市立幼稚園の設置及び管理について規定の整備を行うため、条例改正が必要であることから、 本案を提出する。

議案第52号

尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例について 尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)その他関係法令に定めがあるものを除くほか、尼崎市立高等学校(以下「高等学校」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第2条第1項の規定に基づき、高等学校を設置する。

(名称等)

第3条 高等学校の名称、位置及び高等学校に置かれる課程は、別表の とおりとする。

(開校時刻等)

第4条 高等学校の開校時刻、閉校時刻及び休校日は、教育委員会規則で定める。ただし、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由があると認めるときは、開校時刻、閉校時刻若しくは休校日を変更し、又は臨時に高等学校の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(入学考査料)

第5条 入学考査(高等学校に入学することができる者を選抜するため の学力検査その他の審査をいう。)を受けようとする者は、教育委員 会規則で定めるところにより、2,200円(法第4条第1項に規定 する定時制の課程(以下「定時制の課程」という。)にあっては、950円)の入学考査料を納付しなければならない。

(入学料)

第 6 条 学校教育法施行規則(昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号)第 9 0 条

第1項の規定による高等学校への入学の許可(以下「入学許可」という。)又は同令第92条第1項の規定による高等学校への転学の許可(以下「転学許可」という。)(他の高等学校からの転学に係るものを除く。)を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、5,650円(定時制の課程にあっては、2,100円)の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

- 第7条 入学許可(転学許可を含む。)を受けている者(以下「生徒」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、1月につき9,900円(定時制の課程にあっては、2,700円)の授業料を納付しなければならない。
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の規定により就学支援金(同法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)の支給を受ける資格の認定の申請をした者がその認定(同法第4条に規定する認定をいう。以下「受給資格認定」という。)を受けた場合において、本市が当該受給資格認定に係る月分の授業料として同法第7条の規定により就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納付期限(教育委員会規則で定めるものに限る。)において同条の規定により当該月分の授業料の徴収債権の弁済に充てられたものとみなす。

(授業料等の減免)

- 第8条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認 めるときは、入学考査料、入学料又は授業料を減免することができる。 (授業料等の還付)
- 第9条 既納の入学考査料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

- 第10条 高等学校においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 高等学校の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」とい

- う。)を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (2) その他教育委員会規則で定める行為

(届出)

- 第11条 生徒又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の 監護を行う者をいう。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、 教育委員会規則で定めるところにより、その旨を教育委員会に届け出 なければならない。
 - (1) 第8条の規定による授業料等の減免(以下「減免処分」という。)を受けている生徒にあっては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。
 - (2) 当該生徒が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条第1項各号に定める感染症(同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める感染症とみなされるものを含む。)にかかったとき。
 - (3) その他教育委員会規則で定める場合

(出席の停止)

- 第12条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規 定による場合のほか、教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、 生徒に対し、高等学校への出席の停止を命ずることができる。
 - (1) 生徒が授業料を3月以上滞納したとき。
 - ② その他高等学校の管理上支障があるとき。

(減免処分の取消し等)

- 第13条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を 取り消すことができる。
 - (1) 生徒が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。
 - (2) 第8条に規定する教育委員会規則で定める特別の理由(当該減免処分に係るものに限る。)がなくなったとき。
- 2 本市は、前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わ

ない。

(原状回復義務等)

第14条 自己の責めに帰すべき事由により高等学校の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、高等学校の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、付則第3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年尼崎市条例第号)第1条の規定による廃止前の尼崎市立学校授業料等徴収条例(昭和51年尼崎市条例第14号)の規定に基づく授業料等については、それぞれこの条例の規定に基づく授業料等とみなす。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、教育委員会が定める。

別表

名 称	位 置	課程
尼崎市立尼崎高等	尼崎市上ノ島町1丁目38	全日制の課程
学校	番 1 号	
尼崎市立尼崎双星	尼崎市口田中2丁目8番1	全日制の課程
高等学校	号	
尼崎市立琴ノ浦高	尼崎市北城内47番地の1	定時制の課程
等学校		

備考 「全日制の課程」とは、法第4条第1項に規定する全日制の課程をいう。

(説 明)

市立学校に係る条例を整理するに伴い、尼崎市立高等学校の設置及び管理について新たに規定するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第53号

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校 の設置及び管理に関する条例について

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校 の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校(以下「小学校等」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に 基づき、小学校等を設置する。

(名称及び位置)

- 第3条 尼崎市立小学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
- 2 尼崎市立中学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。
- 3 尼崎市立特別支援学校の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。 (委任)
- 第4条 この条例に定めるもののほか、小学校等の管理について必要な 事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

名 称	位置
尼崎市立明城小学校	尼崎市南城内10番地の1
尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町4丁目3番40号
尼崎市立難波の梅小学校	尼崎市西難波町6丁目14番57号
尼崎市立竹谷小学校	尼崎市北竹谷町2丁目36番地
尼崎市立下坂部小学校	尼崎市下坂部1丁目12番1号
尼崎市立潮小学校	尼崎市潮江2丁目2番20号
尼崎市立長洲小学校	尼崎市長洲東通3丁目7番1号
尼崎市立清和小学校	尼崎市長洲本通1丁目8番1号
尼崎市立杭瀬小学校	尼崎市杭瀬北新町2丁目6番1号
尼崎市立浦風小学校	尼崎市杭瀬南新町4丁目1番34号
尼崎市立金楽寺小学校	尼崎市金楽寺町2丁目3番1号
尼崎市立浜小学校	尼崎市浜2丁目21番1号
尼崎市立大庄小学校	尼崎市大庄中通4丁目43番地の1
尼崎市立成文小学校	尼崎市大島2丁目33番1号
尼崎市立成徳小学校	尼崎市蓬川町302番地の2
尼崎市立わかば西小学校	尼崎市道意町6丁目6番地の3
尼崎市立大島小学校	尼崎市稲葉荘2丁目10番7号
尼崎市立浜田小学校	尼崎市浜田町3丁目110番地
尼崎市立立花小学校	尼崎市栗山町2丁目26番1号
尼崎市立立花南小学校	尼崎市三反田町2丁目16番1号
尼崎市立立花西小学校	尼崎市南武庫之荘3丁目14番9号
尼崎市立立花北小学校	尼崎市栗山町2丁目6番1号
尼崎市立名和小学校	尼崎市名神町3丁目1番51号
尼崎市立塚口小学校	尼崎市塚口町4丁目38番地の1
尼崎市立尼崎北小学校	尼崎市塚口町6丁目21番地の1
尼崎市立水堂小学校	尼崎市水堂町1丁目32番8号

尼崎市立七松小学校	尼崎市南七松町1丁目4番49号
尼崎市立武庫小学校	尼崎市武庫元町2丁目25番34号
尼崎市立武庫南小学校	尼崎市武庫町4丁目11番1号
尼崎市立武庫北小学校	尼崎市常松2丁目14番1号
尼崎市立武庫東小学校	尼崎市武庫之荘6丁目15番1号
尼崎市立武庫庄小学校	尼崎市武庫之荘本町3丁目21番1号
尼崎市立武庫の里小学校	尼崎市武庫の里1丁目4番1号
尼崎市立園田小学校	尼崎市食満1丁目1番2号
尼崎市立園田北小学校	尼崎市猪名寺2丁目4番1号
尼崎市立園和小学校	尼崎市東園田町4丁目73番地の2
尼崎市立園和北小学校	尼崎市田能1丁目7番1号
尼崎市立園田東小学校	尼崎市東園田町8丁目7番地
尼崎市立上坂部小学校	尼崎市東塚口町1丁目15番36号
尼崎市立小園小学校	尼崎市若王寺3丁目23番1号
尼崎市立園田南小学校	尼崎市若王寺1丁目1番1号

別表第2

名 称	位置
尼崎市立成良中学校	尼崎市西長洲町2丁目33番22号
尼崎市立中央中学校	尼崎市東七松町2丁目5番67号
尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町2丁目1番44号
尼崎市立小田中学校	尼崎市西川1丁目11番1号
尼崎市立小田北中学校	尼崎市神崎町24番1号
尼崎市立大成中学校	尼崎市久々知西町2丁目8番48号
尼崎市立大庄中学校	尼崎市菜切山町37番地の1
尼崎市立大庄北中学校	尼崎市大庄北1丁目8番1号
尼崎市立立花中学校	尼崎市上ノ島町3丁目1番1号
尼崎市立塚口中学校	尼崎市富松町4丁目31番1号
尼崎市立武庫中学校	尼崎市武庫元町2丁目24番30号

尼崎市立南武庫之荘中学校	尼崎市南武庫之荘4丁目11番1号
尼崎市立武庫東中学校	尼崎市武庫之荘7丁目35番1号
尼崎市立常陽中学校	尼崎市西昆陽1丁目26番26号
尼崎市立園田中学校	尼崎市食満1丁目1番1号
尼崎市立園田東中学校	尼崎市東園田町5丁目79番地
尼崎市立小園中学校	尼崎市小中島2丁目12番27号

別表第3

名 称	位置
尼崎市立尼崎養護学校	西宮市田近野町10番45号

(説 明)

市立学校に係る条例を整理するに伴い、尼崎市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置及び管理について新たに規定するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第54号

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市立学校授業料等徴収条例の廃止)

第1条 尼崎市立学校授業料等徴収条例(昭和51年尼崎市条例第14 号)は、廃止する。

(尼崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害 補償に関する条例(平成5年尼崎市条例第33号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「(尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年尼崎市条例第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という」を「の学校医等(法第2条に規定する学校医等をいう。以下同じ」に、「負傷、疾病、障害又は死亡」を「同条に規定する災害」に改める。

(尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年尼崎 市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年 尼崎市条例第26号)第1条の規定により設置される高等学校、特別 支援学校及び幼稚園」を「尼崎市立幼稚園、尼崎市立高等学校及び尼 崎市立特別支援学校」に改める。 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

市立学校に係る条例を整理するに伴い、関係条例の廃止等が必要であることから、本案を提出する。

議案第55号

尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条 例

尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例(昭和55年尼崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7項」を「第5項」に改める。

別表中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明)

尼崎市立尼崎工業高等学校及び尼崎市立城内高等学校の閉校に伴い、 条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第56号

尼崎市いじめ問題対策審議会条例について 尼崎市いじめ問題対策審議会条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市いじめ問題対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の 規定により定められた尼崎市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防 止等(同法第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策 に関する事項の調査審議及び同法第28条第1項の規定による調査 (以下「重大事態調査」という。)をさせるため、同法第14条第3 項の規定に基づき、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」とい う。)の付属機関として、尼崎市いじめ問題対策審議会(以下「審議 会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 弁護士
 - (2) 医師
 - (3) 学校教育、心理又は福祉について専門的な知識経験を有する者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 前項の委員のほか、特別の事項に関する調査審議又は重大事態調査 をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が会長の 意見を聴いて委嘱する。
- 5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議又は重大事態調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の 委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が 指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

- 第6条 審議会は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上が 出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の ときは、会長の決するところによる。
- 3 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求める ことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(説明)

尼崎市いじめ問題対策審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第57号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則第15項(見出しを含む。)中「平成27年度」の次に「及び平成28年度」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成27年政令第211号)の施行に伴い、 条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第58号

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例について

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第 1項の規定に基づき、本市に尼崎市いじめ問題対策連絡協議会(以下 「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選任された委員20 人以内で組織する。
 - (1) 校長
 - (2) 教員
 - (3) 本市関係職員
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定 する児童相談所の職員
 - (5) 法務局又は地方法務局の職員
 - (6) 警察官
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長)

- 第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が 指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に

出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される協議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説明)

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第59号

尼崎市いじめ問題調査委員会条例について

尼崎市いじめ問題調査委員会条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第 1項の規定により尼崎市教育委員会又は尼崎市立学校が行った調査 (以下「重大事態調査」という。)の結果を調査審議させるため、市 長の付属機関として、尼崎市いじめ問題調査委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 弁護士
 - (2) 医師
 - (3) 学校教育、心理又は福祉について専門的な知識経験を有する者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員は、重大事態調査の結果の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと

ができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の ときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求める ことができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説明)

尼崎市いじめ問題調査委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第60号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例(昭和34年尼崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条の3中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第15条の3の10中「160,000円」を「170,000円」 に改める。

第 1 5 条 の 8 中「 1 4 0 , 0 0 0 円」を「 1 6 0 , 0 0 0 円」に改める。

第19条の2第1項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「510,000円」を「520,000円」に、「160,00円」を「170,00円」に改め、同条第4項中「510,000円」を「520,00円」に、「140,000円」を「160,00円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第15条の3、第15条の3の10、第15条の8及び第19条の2第1項(同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第63号)の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第61号

尼崎市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について 尼崎市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定 する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

尼崎市中小企業資金融資条例(昭和48年尼崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市中小企業資金融資あっせん条例

第1条中「市内の」を「本市内に立地する」に、「融資あっせんを行なう」を「その資金融資のあっせん(以下「融資あっせん」という。)を行う」に、「近代化と」を「近代化及び」に、「発展と」を「発展及び」に改める。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条中「おいて、」を「おいて」に、「第2条」を「第2条第1項」に、「者のうち市内に」を「中小企業者のうち、本市内に存する」に、「有する」を「その事業の用に供し、又は供しようとする」に改める。

第3条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同項第1号中「市内で」を「、本市内において」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「行なった」を「行った」に、「履行を」を「履行が」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「市長は、」を削り、「かかわらず」の次に「、市長は」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「並びに公害防止に必要な」を「その他規則で定める」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市産業振興基本条例に基づく産業振興・雇用就労施策の再構築に伴い、中小企業資金融資あっせん制度について、より利用しやすい制度となるよう見直しを行うため、条例改正が必要なことから、本案を提出する。

議案第62号

尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規 制に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規

制に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成12年尼崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1項第8号に規定する営業の用途」を「第2条第1項第5号に掲げる営業の用」に、「その用途」を「当該営業の用」に改める。

(尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成18年尼崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」 に、「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

(説 明)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の制定に伴い、条例改正の必要を認めたので、本案を提出する。

議案第63号

尼崎市建築審査会条例の一部を改正する条例について 尼崎市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築審査会条例の一部を改正する条例

尼崎市建築審査会条例(昭和40年尼崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第78条第1項」を「第83条」に、「より設置する」を「基づき、」に、「、議事その他審査会の」を「及び」に改める。

第7条中「会長が」の次に「審査会に諮って」を加え、同条を第8条 とする。

第6条第2項中「市職員」を「本市職員」に改め、同条第3項中「及び書記は、上司の命を受けて担任の事務」を「は委員を補佐して、書記は幹事を補佐して、それぞれ担任事務」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(意見の聴取等)」に改め、同条中「又は説明を聞く」を「を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求める」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「委員定数」を「委員」に改め、「の者」を削り、同条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に、「議長」を「会長」に 改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条 を加える。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合におけ る当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱され、 又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

付則第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)の制定に伴い、条例改正の必要があることから、本案を提出する。

議案第64号

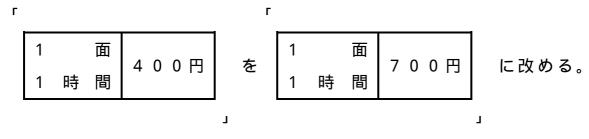
尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2(5)ア(ア)中



付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の 規定に基づいてこの条例の施行の日以後の猪名川公園のテニスコート (以下「テニスコート」という。)の利用に係る使用料を納付してい る者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく テニスコートの利用に係る使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第65号

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例(昭和57年尼崎市 条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第4項ただし書中「軟式野球場」の次に「又は多目 的運動広場」を加える。

第17条第3号及び第4号中「軟式野球場の」を「軟式野球場又は多目的運動広場の」に改める。

第19条第1項及び第4項中「軟式野球場」を「軟式野球場等」に改める。

別表第1中

Γ

軟式野球場	1 時間	2 , 5 0 0 円
付属設備のう	1件1回	5 0 0 円
ち、規則で定		
めるもの		

を

Γ

軟式野球場	1 時間		2 , 5 0 0 円
多目的運動広	1 時間	全面使用	3 , 6 0 0 円
場			

		2 分の 1	1,800円	
		面使用	, , , , , , , ,	
		4分の1	900円	に
		面使用		
付属設備のう	1件1回]	500円	
ち、規則で定				
めるもの				

L

改め、同表摘要中「軟式野球場」の次に「又は多目的運動広場」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例第4条第1項の尼崎市立魚つり公園の多目的運動広場(以下「多目的運動広場」という。)の許可の手続及び同条第4項ただし書の規定による多目的運動広場の使用料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

(説明)

使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本 案を提出する。

その他

議案第66号

建物の譲与について

建物を次のとおり譲与するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 譲与の目的 公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校の用 に供させるため

2 譲与する建物

所 在	家屋番号	種類	構造	床面積 (m²)
尼崎市若王寺 2 丁目 1 6 6 番地 1	1 6 6 番 1 の 2	事務所兼校舎	鉄筋コンク リート・ 造 陸 レー は 5 階建	1 階 8 5 7 . 7 2 2 階 8 3 1 . 8 5 3 階 5 9 5 . 6 0 4 階 8 3 1 . 8 5 5 階 6 2 3 . 0 2

3 譲与の相手方 尼崎市南塚口町4丁目4番8号 公益財団法人尼崎健康医療財団 理事長 江 川 隆 生

(説明)

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出する。

議案第67号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査

結果に関する報告を受けること

2 契約の期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日

まで

3 契約の金額 14,428,800円を上限とする額

4 契約の方法 随意契約

5 費用の支払方法 業務完了後、適法な請求を受けた日から30日

以内に一括払い

6 契約の相手方 神戸市東灘区御影1丁目4番20号

公認会計士 森 村 圭 志

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第252条の36の規定により、本案を提出する。

議案第68号

工事請負契約の変更について

難波の梅小学校改築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 難波の梅小学校改築工事請負契約の変更のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市西難波町6丁目14番57号

工事概要 改築工事

3 変更後の契約金額 2,600,013,600円

4 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地

柄谷・昌平共同企業体

代表者 株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

(説明)

平成26年7月30日に議決された難波の梅小学校改築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種別	内	容
	校舎及び体育館改築工事	
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨	造り) 4階建て 1棟
	敷地面積 20,676.50	平方メートル
	建築面積 4 , 7 2 0 . 9 7	平方メートル
	延べ面積 11,793.17	平方メートル
	(主な諸室)	
	普通教室、特別教室(図書室	☑、生活教室、コンピュ
建築	ータ教室、視聴覚教室、理科教	效室、家庭教室、図画工
	作教室、音楽教室等)、多目的之	スペース、管理諸室、給
	食室	
	既存校舎等解体工事(校舎、体育	館等)
	屋外付帯工事(グラウンド整備、	外構等)
	今回変更内容	
	賃金又は物価の変動に伴うイン	フレスライドの適用
	(尼崎市工事請負契約書第26条	関係)

変更前契約

1 契約の目的 難波の梅小学校改築工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市西難波町6丁目14番57号

工事概要 改築工事

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 2,546,640,000円

5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地

柄谷・昌平共同企業体

代表者 株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第69号

工事請負契約の変更について

浦風小学校校舎棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 浦風小学校校舎棟改築等工事請負契約の変更の

ため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市杭瀬南新町4丁目1番34号

工事概要 校舎棟改築等工事

3 変更後の契約金額 725,641,200円

4 契約の相手方 尼崎市神崎町1番40号

株式会社ユハラ

代表取締役 小 村 公 成

(説明)

平成26年10月3日に議決された浦風小学校校舎棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種	別	内容
		校舎棟改築工事
		鉄骨造り 3階建て 1棟
		敷地面積 13,176.19平方メートル
		建築面積 860.26平方メートル
		延べ面積 2 , 5 7 3 . 6 1 平方メートル
		(主な諸室)
		普通教室、特別支援学級教室、特別教室(図書室、
		家庭教室)、保健室、多目的スペース
建	築	体育館耐震補強工事
<u> </u>	*	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
		延べ面積 892平方メートル
		主な工法 鉄骨屋根補強
		既存校舎等解体工事(校舎棟等)
		既存校舎改修工事(北棟、給食室棟)
		屋外付帯工事(外構等)
		今回变更内容
		賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用
		(尼崎市工事請負契約書第26条関係)

变更前契約

1 契約の目的 浦風小学校校舎棟改築等工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市杭瀬南新町4丁目1番34号

工事概要 校舎棟改築等工事

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 710,640,000円

5 契約の相手方 尼崎市神崎町1番40号

株式会社ユハラ

代表取締役 小村 公 成

議 69-2

議案第70号

工事請負契約の変更について

浜田小学校北東棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 浜田小学校北東棟改築等工事請負契約の変更の

ため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市浜田町3丁目110番地

工事概要 北東棟改築等工事

3 変更後の契約金額 722,034,000円

4 契約の相手方 尼崎市塚口町1丁目10番地の5

株式会社吉川組

代表取締役 吉 川 壽 一

(説明)

当初契約を平成26年2月28日に、変更契約を平成26年10月3日に議決された浜田小学校北東棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参考)

工事概要

種	別	内容
		北東棟改築工事
		鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
		敷地面積 21,766.64平方メートル
		建築面積 874.87平方メートル
		延べ面積 2,600.94平方メートル
		(主な諸室)
		特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家
		庭教室、コンピュータ教室、図書室)、多目的スペース
		北西棟耐震補強工事
		鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
		延べ面積 2 , 5 3 3 平方メートル
		主な工法 鉄骨ブレース工法
建	築	体育館耐震補強工事
<u> </u>	*	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
		延べ面積 919平方メートル
		主な工法 鉄骨水平ブレース補強
		給食室棟耐震補強工事
		鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟
		延べ面積 220平方メートル
		主な工法 開口閉塞
		既存校舎等解体工事(北東棟、機械室棟等)
		既存校舎改修工事(北西棟、南棟等)
		屋外付帯工事(外構等)
		今回变更内容
		賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用
		(尼崎市工事請負契約書第26条関係)

変更前契約

1 契約の目的 浜田小学校北東棟改築等工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市浜田町3丁目110番地

工事概要 北東棟改築等工事

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 712,465,200円

5 契約の相手方 尼崎市塚口町1丁目10番地の5

株式会社吉川組

代表取締役 吉 川 壽 一

議案第71号

工事請負契約の変更について

園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結する ため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更のた

め

2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町4丁目73番地の2

工事概要 校舎等改築工事

3 変更後の契約金額 2,425,206,960円

4 契約の相手方 神戸市兵庫区小河通2丁目2番5号

NIPPO·吉川組共同企業体

代表者 株式会社NIPPO兵庫統括事業

所

所長 大 場 信 秀

(説明)

当初契約を平成26年6月25日に、変更契約を平成26年10月3日に議決された園和小学校校舎等改築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種	別	内容
		校舎及び体育館改築工事
		鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟
		敷地面積 17,321.99平方メートル
		建築面積 4 , 1 5 6 . 1 1 平方メートル
		延べ面積 11,853.90平方メートル
		(主な諸室)
		普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュ
建	築	ータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工
		作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給
		食室
		既存校舎等解体工事(校舎、体育館等)
		屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)
		旧給食室棟改修工事
		今回变更内容
		工期延長に伴う増額

変更前契約

1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事請負のため

2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町4丁目73番地の2

工事概要 校舎等改築工事

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 2,416,398,480円

5 契約の相手方 神戸市兵庫区小河通2丁目2番5号

NIPPO·吉川組共同企業体

代表者 株式会社NIPPO兵庫統括事業所

所長 大 場 信 秀

議案第72号

権利の放棄について

尼崎コスモ工業団地退去企業に係る賃料等について、次のとおり権利 を放棄するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 尼崎コスモ工業団地退去企業に対する次の各号に掲げる金銭
 - (1) 尼崎コスモ工業団地内の建物及びその敷地の 売買及び賃貸借に関する契約(以下「入居契約」 という。)に基づく賃料(以下「賃料」という。)
 - (2) 入居契約の解除に伴う入居契約に基づく違約 金(以下「違約金」という。)
 - (3) 入居契約の解除の日の翌日から明渡しに至るまでの賃料相当額の損害金(以下「使用損害金」という。)
 - (4) 賃料及び違約金に対する遅延利息(以下「遅延利息」という。)
- 2 相 手 方 (1) 兵庫県三田市志手原893番地の51株式会社ヒガシタニ代表取締役 谷口 圭子
 - (2) 兵庫県尼崎市東園田町1丁目205番地の1 株式会社アトラス 代表取締役 口田 久治
 - (3) 兵庫県尼崎市武庫町1丁目47番26号 南熔断株式会社 代表取締役 南 良朗
 - (4) 兵庫県尼崎市常光寺2丁目2番3号 株式会社フタイ

議 72

代表取締役 二井 一休

- (5) 兵庫県尼崎市西長洲町2丁目2番40号 ミナミ金型株式会社 代表取締役 南 榮治
- (6) 兵庫県尼崎市下坂部3丁目6番1号 株式会社特発三協製作所 代表取締役 片谷 勉
- (7) 兵庫県尼崎市北初島町16番7号 協和築炉工業株式会社 代表取締役 古賀 博仁
- (8) 兵庫県尼崎市東難波町5丁目27番23号株式会社三和ステンレス代表取締役 森 隆人
- (9) 兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地1 大王電機株式会社 代表取締役 近藤 幸雄 代表取締役 近藤 輝
- 3 金 額 等 (1) 株式会社ヒガシタニ 賃料7,425,391円、違約金131,3 01,000円及び遅延利息
 - (2) 株式会社アトラス 賃料54,138,200円、違約金46,9 87,000円、使用損害金16,825,05 0円及び遅延利息
 - (3) 南熔断株式会社 賃料9,890,673円、違約金40,44 1,000円、使用損害金5,590,938円 及び遅延利息
 - (4) 株式会社フタイ 賃料74,020,558円、違約金50,6 議72-2

- 9 1 , 0 0 0 円、使用損害金 2 2 , 5 2 5 , 1 4 1 円及び遅延利息
- (5) ミナミ金型株式会社 賃料9,977,453円、違約金55,46 6,000円、使用損害金8,140,072円 及び遅延利息
- (6) 株式会社特発三協製作所 遅延利息 9 3 , 9 7 9 , 7 5 5 円
- (7) 協和築炉工業株式会社遅延利息39,388,096円
- (8) 株式会社三和ステンレス 遅延利息 2 2 , 8 0 8 , 1 8 4 円
- (9) 大王電機株式会社遅延利息18,933,289円
- 4 放棄の理由

本市は、相手方らを尼崎コスモ工業団地に入居させるため入居契約を締結したが、相手方らが賃料等を支払わなかったため、当該入居契約を解除した。そして、本市は、尼崎コスモ工業団地を明け渡した相手方らに対し、未払の賃料、違約金、使用損害金及び遅延利息を支払うよう求めてきたが、相手方らは、長期にわたり企業としての活動実態がなく、今後も事業再開の見込みが立たないため、又は返済の見込みがないため

(説 明)

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

議案第73号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について 尼崎市農業共済事業に係る平成28年度事務費の賦課総額及び賦課単 価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事務費賦課総額 105,000円
- 2 事務費賦課単価

水稲共済割 1キログラム当たり 0.77円

(説明)

尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、本案を提出する。

議案第74号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成28年2月22日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
- 2 裁判所神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被告

4 事件の概要

原告本市は、滞納家賃を支払わない本市改良住宅の入居者たる被告 に対して、訴状の送達により当該改良住宅の賃貸借契約を解除するとともに、滞納家賃の支払及び当該改良住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する 事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。